

## 第2章

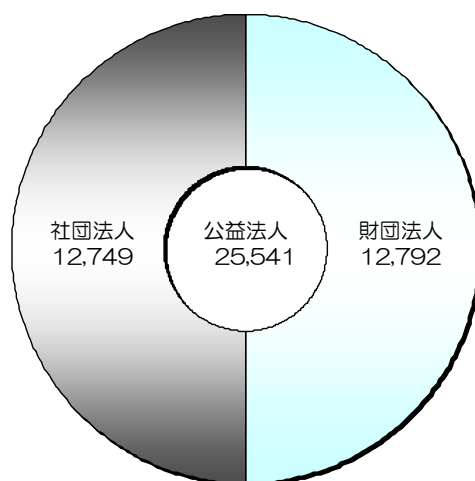
# 公益法人の現況

### 第1節 基礎的事項

#### 1. 公益法人の数

平成16年10月1日現在の公益法人は25,541法人あり、うち社団法人が12,749法人、財団法人が12,792法人である（図2-1-1）。

図2-1-1 公益法人数



すべての公益法人は、その目的・事業の内容や活動の範囲によって、各所管官庁の監督に属している。所管官庁は、まず、国と都道府県とに区分される。さらに、国は、本省庁（民法上の主務官庁（1府10省）及び内閣府の外局）と地方支分部局（金融庁、総務省、法務省〔現在のところ所管する法人は存在しない。〕、財務省、厚生労働省及び国土交通省）とに区分され、都道府県は、都道府県知事と都道府県教育委員会とに区分される。したがって、所管官庁は、本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会の四所管類型に区分されることになる（詳細は、第1章第3節参照）。

なお、目的・事業の内容が、複数の官庁の所掌事務に関連する場合には、それらの官庁の「共管」という形で指導監督等が行われることになる。このように、複数の官庁の指導監督等を受けている公益法人があることから、所管官庁ごとの公益法人数の単純な合計数（延べ数）は、所管官庁間の共管重複分だけ実際の公益法人数（実数）よりも多くなる。

所管類型ごと法人数（実数）を示すと、図2-1-2及び表2-1-3のとおりである。全体の延べ数は26,322法人、実数は25,541法人、国所管の延べ数は7,366法人、実数6,894法人、都道府県所管の延べ数は18,956法人、実数は18,803法人である。

所管官庁別法人数は表2-1-3のとおりである。

図2-1-2 所管類型別法人数

全 体		国 所 管		本省庁所管	
社団	12,749 法人	社団	3,731 法人	社団	2,236 法人
財団	12,792 法人	財団	3,163 法人	財団	2,861 法人
合計	25,541 法人	合計	6,894 法人	合計	5,097 法人
				地方支分部局所管	
				社団	1,496 法人
				財団	309 法人
				合計	1,805 法人
		都道府県所管		都道府県知事所管	
		社団	9,134 法人	社団	8,272 法人
		財団	9,669 法人	財団	6,244 法人
		合計	18,803 法人	合計	14,516 法人
				都道府県教育委員会所管	
				社団	869 法人
				財団	3,571 法人
				合計	4,440 法人

(注) それぞれ共管重複分を除いた実数。

表2-1-3 所管官庁別法人数

【総計】

	延 数				実 数			
	社 団	財 団	合 計	前年合計	社 団	財 団	合 計	前年合計
国 所 管	3,929	3,437	7,366	7,488	3,731	3,163	6,894	7,009
都 道 府 県 所 管	9,141	9,815	18,956	19,138	9,134	9,669	18,803	18,987
合 計	13,070	13,252	26,322	26,626	12,749	12,792	25,541	25,825

【国所管】

	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計
内 閣 府	44	47	91	-	-	-	44	47	91
警 察 庁	22	29	51	-	-	-	22	29	51
防 衛 庁	7	15	22	-	-	-	7	15	22
金 融 庁	38	16	54	82	1	83	120	17	137
総 務 省	72	166	238	64	15	79	136	181	317
法 務 省	111	26	137	-	-	-	111	26	137
外 務 省	97	132	229	-	-	-	97	132	229
財 務 省	19	41	60	648	2	650	667	43	710
文 部 科 学 省	596	1,334	1,930	-	-	-	596	1,334	1,930
厚 生 労 働 省	295	457	752	279	146	425	574	603	1,177
農 林 水 産 省	285	167	452	-	-	-	285	167	452
経 済 産 業 省	479	370	849	-	-	-	479	370	849
国 土 交 通 省	317	277	594	433	145	578	749	422	1,171
環 境 省	41	51	92	-	-	-	41	51	92
省 庁 合 計	2,236	2,861	5,097	1,496	309	1,805	3,731	3,163	6,894

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

## 〔都道府県所管〕

	知 事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	
北海道	477	261	738	15	133	148	492	390	882	892
青森県	169	91	260	17	91	108	186	181	367	371
岩手県	171	94	265	14	57	71	185	150	335	335
宮城県	159	117	276	14	58	72	173	175	348	351
秋田県	146	74	220	6	44	50	152	118	270	272
山形県	139	78	217	15	109	124	154	183	337	343
福島県	170	133	303	7	82	89	177	214	391	396
茨城県	169	137	306	6	38	44	175	171	346	355
栃木県	149	108	257	12	69	81	160	165	325	327
群馬県	172	125	297	15	47	62	187	171	358	365
埼玉県	247	162	409	8	44	52	255	203	458	460
千葉県	215	172	387	10	79	89	225	243	468	471
東京都	359	220	579	55	253	308	413	455	868	882
神奈川県	283	228	511	34	106	140	316	326	642	648
新潟県	201	163	364	17	72	89	218	233	451	454
富山県	127	100	227	3	55	58	130	150	280	283
石川県	144	143	287	13	68	81	157	207	364	371
福井県	156	107	263	6	48	54	162	148	310	310
山梨県	103	67	170	8	44	52	111	109	220	224
長野県	193	128	321	40	104	144	233	232	465	472
岐阜県	161	121	282	10	69	79	171	185	356	362
静岡県	228	135	363	180	70	250	405	205	610	614
愛知県	283	186	469	8	104	112	291	286	577	579
三重県	123	88	211	22	56	78	145	141	286	290
滋賀県	138	97	235	3	78	81	141	168	309	313
京都府	175	160	335	18	181	199	193	337	530	529
大阪府	373	349	722	38	170	208	410	516	926	936
兵庫県	210	209	419	40	144	184	250	350	600	607
奈良県	107	140	247	10	58	68	117	189	306	309
和歌山県	116	77	193	40	72	112	156	149	305	312
鳥取県	83	86	169	3	42	45	86	125	211	211
島根県	120	114	234	7	61	68	127	172	299	311
岡山県	173	172	345	9	68	77	182	239	421	426
広島県	187	204	391	17	84	101	204	287	491	497
山口県	194	130	324	15	70	85	209	199	408	416
徳島県	98	76	174	9	27	36	107	103	210	210
香川県	98	95	193	6	68	74	104	162	266	272
愛媛県	106	87	193	11	68	79	117	152	269	272
高知県	125	138	263	11	39	50	136	177	313	318
福岡県	263	221	484	24	144	168	287	365	652	658
佐賀県	95	76	171	8	44	52	103	116	219	220
長崎県	163	122	285	5	39	44	168	160	328	328
熊本県	128	83	211	7	46	53	135	129	264	264
大分県	141	110	251	15	30	45	156	139	295	290
宮崎県	144	84	228	6	35	41	150	119	269	269
鹿児島県	172	87	259	11	65	76	183	151	334	331
沖縄県	119	89	208	21	38	59	140	124	264	261
都道府県合計	8,272	6,244	14,516	869	3,571	4,440	9,134	9,669	18,803	18,987

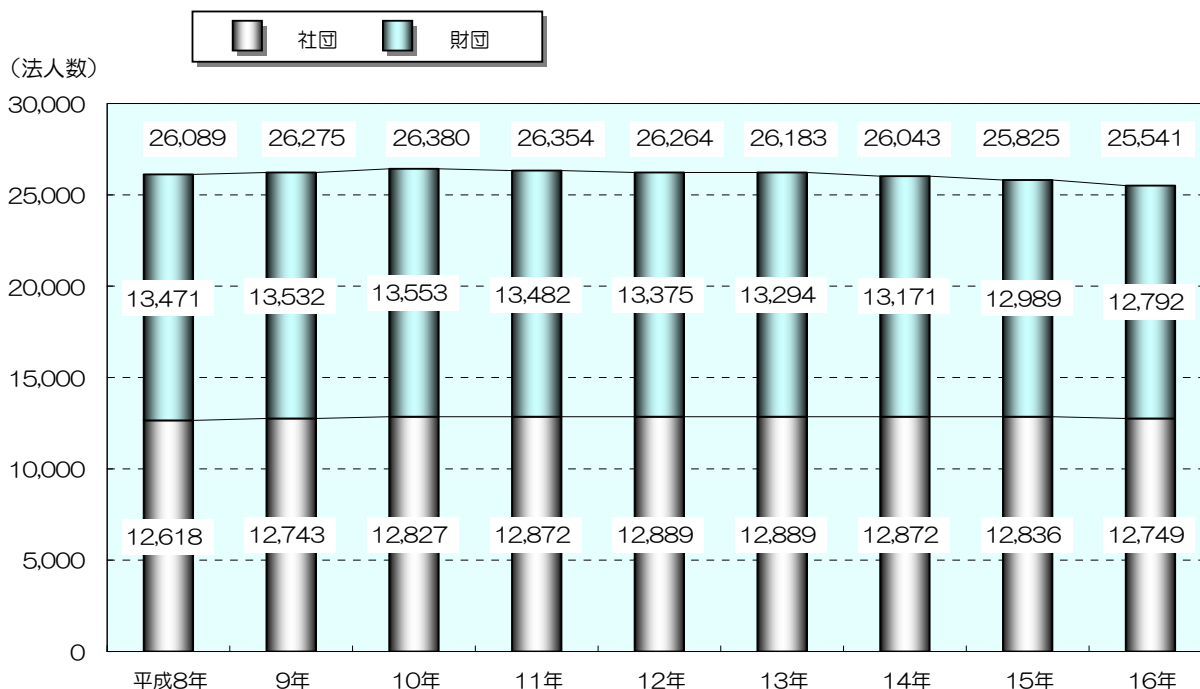
(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。

## 2. 公益法人数の推移

平成8年以降の公益法人数（実数）の推移は、図2-1-4のとおりである。公益法人数は平成10年の26,380法人をピークに減少に転じ、16年10月1日現在の公益法人数は前年同期の公益法人数に比べ、全体で284法人（1.1%）減少した。

国所管法人は115法人（1.6%）減少し、4年連続で減少した。また、都道府県所管法人も184法人（1.0%）減少し、平成10年をピークに減少傾向が続いている。

図2-1-4 法人数の推移



## 3. 性格別法人数

公益法人は、非営利（構成員に配当を行わない。）かつ公益（不特定多数の者の利益を図る。）を目的とする法人であるが、その設立に当たっては、所管官庁の裁量が非常に広範であるため、時代及び所管官庁によって公益性の判断の基準が異なっていた。また、設立を許可された時点においては公益性があると判断されていた法人であっても、現在の基準から判断すると公益性に乏しい又は公益性が認められない法人も少なからず存在している。

表2-1-5 性格別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	性格別法人数				
			本来の公益法人	互助・共済等	営利法人等	法 人 等 補	そ の 他
国所管	社団	3,731	3,568	161	0	2	
	財団	3,163	3,123	38	0	2	
都道府県所管	社団	9,134	6,208	2,844	20	62	
	財団	9,669	8,795	779	7	88	
合 計		25,541	21,540	3,820	27	154	
		比率(%)	84.3	15.0	0.1	0.6	

表2-1-5は、各所管官庁が、現在の公益性に関する基準から判断して、所管法人を①本来の公益法

人、②互助・共済団体等、③営利法人等転換候補及び④その他の4類型に分類したものである。

本来の公益法人とは、その目的・事業に現在においても公益性があり、公益法人として十分な資格を持っている法人のことである。これに該当する法人が21,540法人(公益法人全体の84.3%)あった。

互助・共済団体等とは、その目的・事業が、公益(不特定多数の者の利益を図る。)というよりは、共益(構成員相互の利益を図る。)と考えられる法人のことであり、互助会、共済会、同窓会等があげられる。これに該当する法人が3,820法人(15.0%)あった。

営利法人等転換候補とは、その法人の公益事業が営利企業の事業と競合し、又は競合し得る状況となっている法人のことであり、27法人(0.1%)あった。これらの法人は、公益性を高めたり、新たに公益性の高い事業を付加する措置が講じられていない法人であって、公益法人の営利法人等への転換に関する指針(第4章第2節参照)に従って、株式会社等に転換することなどが必要である。この指針に従って平成16年度に営利転換を行った法人が1法人あった。これに加え、解散した法人が1法人あった〔資料35〕。

その他とは、上記の3分類に従って、法人の性格を調査時点で分類できなかったものである。法人の性格については、それぞれの類型に応じて指導監督の方法も異なるため、的確に把握することが必要である。

#### 4. 新設法人数

最近9年間における新設法人数は、表2-1-6のとおりである。近年のピークであった平成8年の434法人と比べると、16年は97法人と4分の1以下に減少している(本文の各年とは、調査年の前年10月2日から調査年10月1日までの1年間の動向をいう。)

表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15	9	11
	財団	34	23	20	18	9	27	9	10	7
	合計	80	51	48	47	26	46	24	19	18
都道府県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82	87	53
	財団	194	145	117	83	73	66	41	39	26
	合計	354	283	218	165	145	156	123	126	79
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97	96	64
	財団	228	166	137	101	82	93	50	48	33
	合計	434	332	265	212	171	202	147	144	97

#### 5. 解散法人数

最近9年間における解散法人数は、表2-1-7のとおりである。平成16年の解散法人数は402法人と、15年の439法人に比べ若干減少したが、解散法人数は近年、増加傾向にある。これは、都道府県における行政改革の一環として、都道府県の外郭団体的公益法人の整理・統廃合等を進めていることや、平成14年3月に総務省が所管官庁に対して所管不明法人及び休眠法人の処理促進についての通知を行ったこと(第4章第2節参照)を踏まえ各所管官庁が所管不明法人等の処理に積極的に取り組んだことによるものと考えられる。

平成16年に解散した402法人を、解散事由から、①自主解散、②指導による解散、③設立許可取消、④合併・事業移転、⑤破産及び⑥その他の6類型に分類すると、以下のようになる。なお、この分

類は、民法第68条に規定されている解散事由とは異なる。

「自主解散」とは、定款又は寄附行為に定められた解散事由の発生（月法第68条第1項第1号）、事業の成功又は成功の不能（同項第2号）、社団法人については社員総会の決議等（同条第2項）のように法人が自らの意思により解散した場合であり、分類した中で最も多く256法人（63.7%）あった。

表2-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39	54	85
	財団	170	14	15	22	21	32	39	44	46
	合計	189	24	31	38	44	62	78	98	131
都道府県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83	118	76
	財団	115	108	126	158	179	153	153	226	195
	合計	152	149	172	228	236	240	236	344	271
全体	社団	56	51	62	86	80	116	120	170	161
	財団	285	121	141	180	200	183	192	269	241
	合計	341	172	203	266	280	299	312	439	402

「指導による解散」とは、所管官庁の行政指導や解散勧告等によって解散した場合であり、形式的には自主解散と同じになる。これは3法人（0.7%）と少ない。

「設立許可取消」とは、休眠状態の場合や目的外事業その他公益を害するような行為を行った場合に、所管官庁が民法第71条に基づいて設立許可を取り消した場合であり、14法人（3.5%）であった。

「合併・事業移転」とは、民法上合併に関する規定はないが、特に地方自治体が出えん等を行って設立したいわゆる外郭団体的公益法人の整理・統廃合等に伴い解散した場合を実態的に見て区分したものであり、103法人（25.6%）あった。

「破産」とは、破産原因（支払不能、支払停止及び債務超過に陥った場合）が発生した場合に、破産法〔大正11年法律第71号〕の規定に従い破産宣告を受け解散した場合であり、6法人（1.5%）であった。

「その他」とは、社会福祉法人等への組織変更や、地方自治法〔昭和22年法律第67号〕に基づく地縁による団体等の他の法人格へ移行した場合であり、6法人（1.5%）であった。

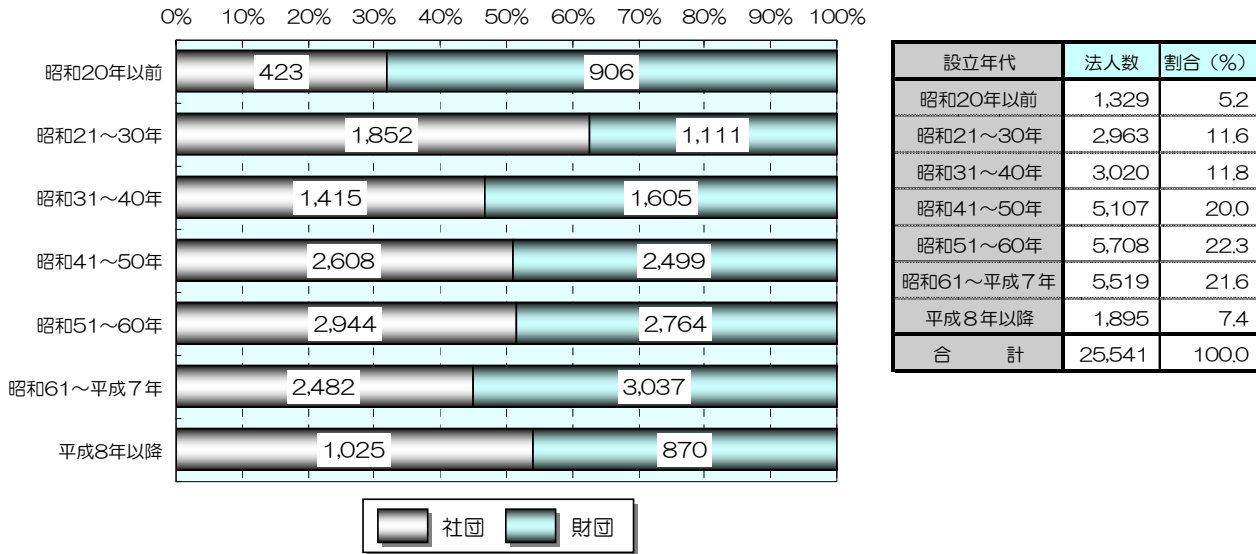
## 6. 設立年代別法人数

設立年代別の公益法人数及び社団法人・財団法人の比率を示したものが図2-1-8である。ここにおける設立年ごとの法人数は、平成16年10月1日現在において活動中である法人を、設立許可された年ごとに集計したものであり、かつて存在していたが現在は解散、あるいは休眠化等により活動していない法人は含まれていないため、各年に設立許可された法人数とは異なる点に注意が必要である。

現在活動している法人の約7割が昭和41年以降の設立である。昭和21年以降は10年ごとに区分しているが、「昭和20年以前」について見ると、明治期設立が209法人、大正期設立が356法人、昭和元年から20年設立が764法人である。なお、今回の調査で把握した最も設立の古い法人は、（社）天神町報徳社〔静岡県教育委員会所管〕で明治18年6月11日（現行民法施行前）の設立である。

設立年代別の社団法人・財団法人の設立比率については、昭和20年以前に設立された法人では財団法人の比率がかなり高い。また、「昭和21～30年」では社団法人の比率がかなり高く、反対に、「昭和31～40年」及び「昭和61年～平成7年」では財団の比率が多少高くなっている。その他の年代では、社団法人・財団法人の比率はほぼきつ抗している。

図2-1-8 設立年代別法人数及び社団・財団比率



### 7. 主務官庁別法人数

都道府県知事及び都道府県教育委員会も公益法人の指導監督等を行っているが、これは、都道府県知事その他の執行機関が主務官庁の権限に属する事務を処理することができる旨の民法の規定（第84条の2）を受けて行っているものであり、都道府県所管法人には主務官庁が存在する。そこで、所管類型（本省庁、地方支分部局、都道府県知事及び都道府県教育委員会）ごとに主務官庁別の公益法人数を示したものが表2-1-9である。なお、より詳細に実態を把握するため、民法上の主務官庁ではなく国務大臣を長とする内閣府の外局を加えた14省庁別に区分している。また、国所管法人と同じように、都道府県知事所管法人についても、目的が広範囲に及び法人は主務官庁が複数になるものがあるため、法人数（26,636）は、実際の法人数（25,541）より多くなる。

表2-1-9 主務官庁（府省）別の法人数

	本省庁	支分部局	知事	教委	合計	割合 (%)
内閣府	91	—	158	—	249	0.9
警察庁	51	—	510	—	561	2.1
防衛庁	22	—	6	—	28	0.1
金融庁	54	83	49	—	186	0.7
総務省	238	79	1,584	—	1,901	7.1
法務省	137	—	—	—	137	0.5
外務省	229	—	115	—	344	1.3
財務省	60	650	—	—	710	2.7
文部科学省	1,930	—	469	4,440	6,839	25.7
厚生労働省	752	425	6,625	—	7,802	29.3
農林水産省	452	—	1,735	—	2,187	8.2
経済産業省	849	—	1,732	—	2,581	9.7
国土交通省	594	578	1,519	—	2,691	10.1
環境省	92	—	328	—	420	1.6
省庁別合計	5,551	1,815	14,830	4,440	26,636	100.0

（注） 合計は、省庁・都道府県のどちらにおいても共管重複分を除いていない単純合計。

1番多いのは厚生労働省関連法人で、7,802法人(29.3%)と全体の3割程度を占めている。これは、以前から医療や雇用の問題に取り組む法人が多かったことに加え、福祉の充実や高齢者問題といった最近のテーマに関連した法人が多いことによるものと考えられる。

次に多いのが文部科学省関連法人で、6,839法人(25.7%)であった。これは、民法第34条に挙げられている五つの目的のうち、「慈善」を除く「祭祀、宗教、学術、技芸」の4分野は文部科学省の所掌事務に関連していることが大きく影響していると考えられる。

厚生労働省と文部科学省関連の法人で全体の半数以上を占めており、以下、国土交通省、経済産業省、農林水産省と続いている。

## 8. 設立目的別法人数

設立目的を、①生活一般、②教育・学術、③政治・行政及び④産業の4分野にまず区分し、更に小分類項目に区分したものが図表2-1-10である。公益法人概況調査においては、小分類の中から主要な設立目的を二つ以内で記入することとしているため、合計数は法人数とは一致していない。また、大別した4分野の法人数は、小分類項目の法人数の単純合計であり、割合欄の数値は延べ法人数(26,322)に対する百分率である。

この中では、「生活一般」が14,229法人(54.1%)と最多であり、「教育・学術」が10,753法人(40.9%)、「産業」が7,134法人(27.1%)、「政治・行政」が3,102法人(11.8%)と続いている。

小分類項目では、「保健・衛生・医療」が3,908法人(14.8%)と一番多い。これは、医師会や薬剤師会の法人の目的分野であり、そのため都道府県所管の社団法人の数が目立っている。次に多いのが「教育」の2,939法人(11.2%)である。これは、各種学校や美術館、博物館、図書館等の法人が掲げる目的であり、都道府県所管の財団法人が多い。3番目は「職業・労働」の2,261法人(8.6%)であり、都道府県所管の社団法人が多い。

## 9. 事業種類別法人数

公益法人を設立目的を達成するために行う事業内容に従って分類したものが図表2-1-11である。公益法人概況調査では、設立目的の一つに対して、事業内容を2種類以内で記入することとしているため、合計数は設立目的における法人数よりも多くなっている。

事業の種類として一番多く挙げられたのは、「指導・育成」で15,928法人(60.5%)あった。具体的には、教育・訓練、相談、研修会・講習会といった事業であり、社団法人に多く見られる。

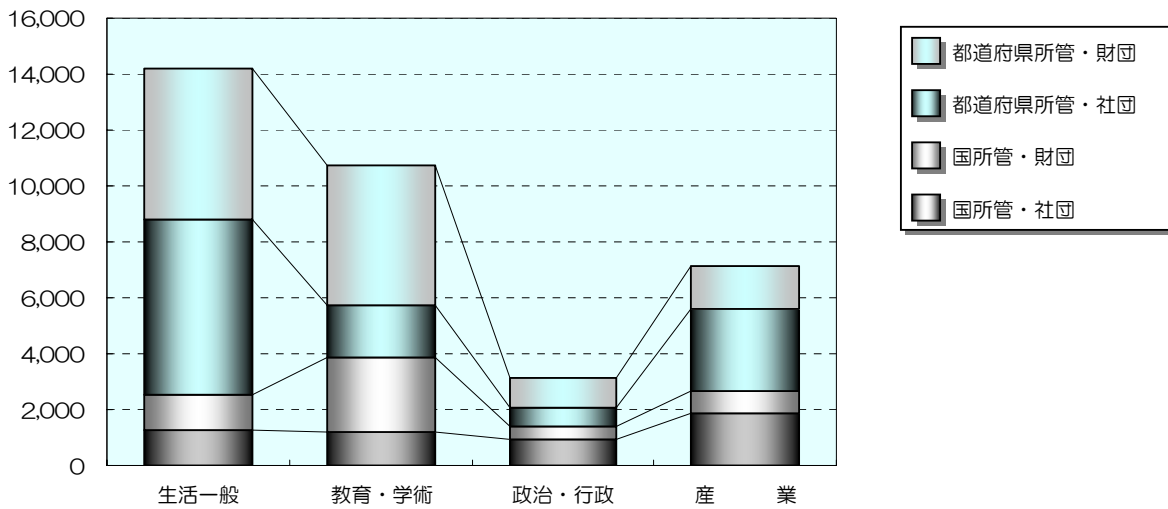
次が「振興・奨励」で12,854法人(48.8%)あり、振興、助成・給付、貸与、表彰及び信用保証といった金銭給付を伴うものがあるため、財団法人に多く見られる。

以下、「調査・研究」の11,586法人(44.0%)、「普及・広報」の8,186法人(31.1%)と続くが、それ以外で特徴的なのは、「施設の運営」が都道府県所管の財団法人に非常に多い。これは、これらの財団法人が地方自治体が建設した会館・施設の管理等を行っているためと考えられる。



図表2-1-10 設立目的別法人数

(法人数)



	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,322	—	3,929	3,437	9,141	9,815
生活一般の小計	14,229	54.1	1,286	1,252	6,289	5,402
家庭生活	188	0.7	8	17	134	29
保健・衛生・医療	3,908	14.8	189	343	2,507	869
体育・レクリエーション	1,762	6.7	182	176	323	1,081
保 育	215	0.8	3	1	16	195
福祉・援護	1,973	7.5	109	192	638	1,034
職業・労働	2,261	8.6	351	133	1,360	417
福利・共済	1,165	4.4	68	185	346	566
居住・環境	1,116	4.2	92	76	305	643
安 全	943	3.6	149	64	429	301
その他の生活一般	698	2.7	135	65	231	267
教育・学術の小計	10,753	40.9	1,216	2,622	1,869	5,046
教 育	2,939	11.2	207	430	709	1,593
育英・奨学	1,502	5.7	27	404	53	1,018
学術・研究	1,900	7.2	366	822	319	393
文化・芸術	2,028	7.7	197	296	214	1,321
報道・出版	316	1.2	142	88	47	39
宗教関係	222	0.8	14	59	17	132
国際交流	1,083	4.1	214	447	180	242
その他の教育学術	763	2.9	49	76	330	308
政治・行政の小計	3,102	11.8	966	425	699	1,012
政治・行政	267	1.0	54	56	83	74
財政・経済	837	3.2	707	43	69	18
総合計画	101	0.4	13	28	15	45
地方行政	788	3.0	36	57	179	516
自然・環境	498	1.9	43	78	163	214
国際関係	337	1.3	82	138	62	55
その他の政治行政	274	1.0	31	25	128	90
産業の小計	7,134	27.1	1,834	849	2,909	1,542
金融・保険	210	0.8	129	31	43	7
農林水産	2,125	8.1	273	127	1,022	703
通商産業	1,907	7.2	436	287	719	465
運輸・交通	631	2.4	424	138	45	24
建設	950	3.6	170	53	615	112
通信	198	0.8	101	54	40	3
情報	634	2.4	217	112	183	122
その他の産業	479	1.8	84	47	242	106
合 計	35,218	—	5,302	5,148	11,766	13,002

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

## 10. 社団法人における民法上の社員

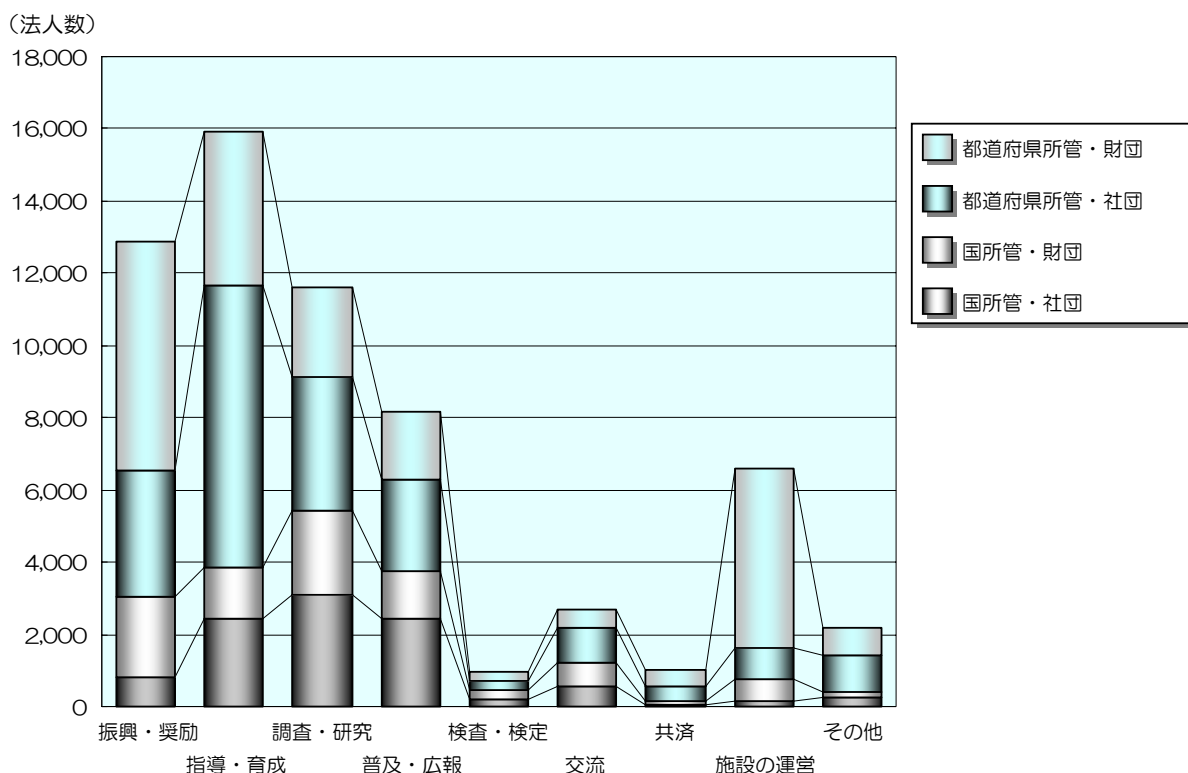
社員とは、社団法人の法人格の基礎となる構成員（個人、団体（法人）を問わない。）のことであり、通常、会費等を払って法人運営（総会等）に参加している。

社員数の規模別法人数を示したものが図表 2-1-12 である。これによると、99 会員以下の小規模法人が 5,277 法人と 4 割以上を占めている（この中に社員数 0 の法人が 39 法人含まれているが、民法の規定によれば、社員の欠亡は解散事由に当たる。）。次に多いのが、100 以上 499 会員以下の区分で 4,234 法人（33.2%）であり、ここまでの区分で全体の約 4 分の 3 を占める。規模が大きくなるにつれて法人数が少なくなり、5,000 会員以上を擁する法人は 461 法人で、このうち 5 万会員以上の法人も 32 法人あった。

1 法人当たりの平均会員数は 1,138 会員であるが、これは一部の極めて規模の大きい法人が全体の平均を引き上げているためであり、中央値（注）は 150 会員であった。

国所管法人と都道府県所管法人とを比較して見ると、活動範囲等の違いから、国所管法人の方に大規模法人が多く（5,000 会員以上の場合、国が 267 法人、都道府県が 194 法人）、平均会員数では都道府県所管法人の約 3 倍である。ただし、都道府県所管法人で多くの社員を有しているものも少なくない。

図表 2-1-11 事業種類別法人数



（注） 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、その中央で全数を 2 群に等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の 2 つの値の平均を中央値とする。例えば、25,541 の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第 12,771 位の公益法人の資産額が中央値となる。

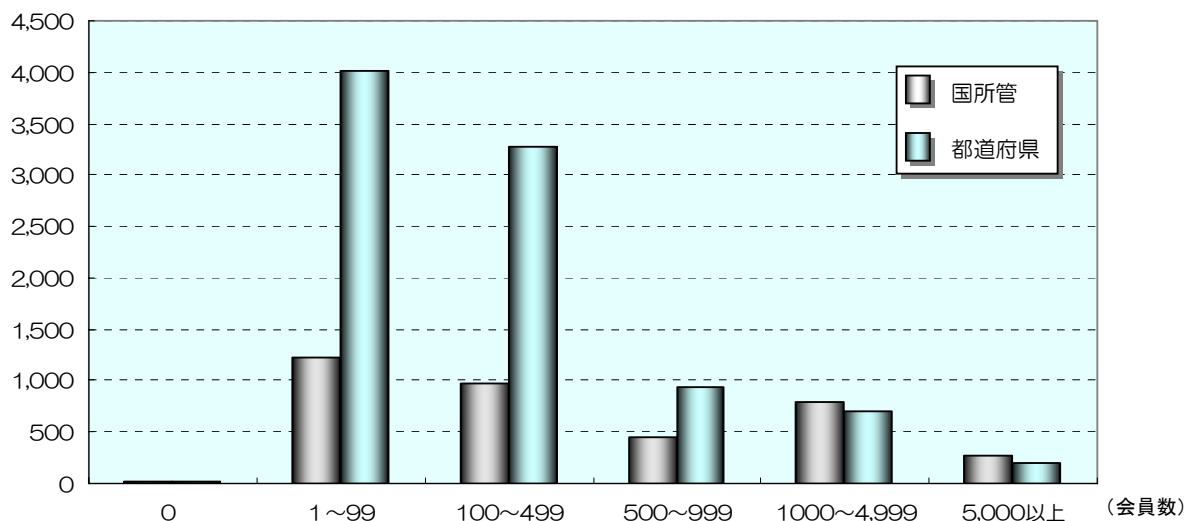
	合 計		国 所 管		都道府県所管	
		割合(%)	社 団	財 団	社 団	財 団
延べ法人数	26,322	—	3,929	3,437	9,141	9,815
振興・奨励の小計	12,854	48.8	821	2,205	3,499	6,329
振 興	5,737	21.8	466	522	2,279	2,470
助 成 ・ 給 付	4,527	17.2	148	1,236	542	2,601
貸 与	627	2.4	18	96	68	445
表 彰	612	2.3	66	205	110	231
信 用 保 証	107	0.4	22	19	19	47
その他の振興・奨励	1,244	4.7	101	127	481	535
指導・育成の小計	15,928	60.5	2,411	1,463	7,795	4,259
教 育 ・ 訓 練	2,775	10.5	413	342	1,158	862
相 談	1,360	5.2	139	119	609	493
研 修 会 ・ 講 習 会	7,677	29.2	1,308	662	4,010	1,697
その他の指導・育成	4,116	15.6	551	340	2,018	1,207
調査・研究の小計	11,586	44.0	3,075	2,339	3,725	2,447
研 究	4,521	17.2	1,296	1,024	1,267	934
情 報 の 収 集	2,487	9.4	658	439	884	506
情 報 資 料 の 作 成	1,113	4.2	337	263	297	216
その他の調査・研究	3,465	13.2	784	613	1,277	791
普及・広報の小計	8,186	31.1	2,423	1,309	2,537	1,917
普 及	4,835	18.4	1,466	662	1,507	1,200
雑 誌 ・ 図 書 出 版	960	3.6	348	327	122	163
説 明 会	211	0.8	121	12	59	19
その他の普及・広報	2,180	8.3	488	308	849	535
検査・検定の小計	956	3.6	196	269	269	222
検 査 ・ 検 定	568	2.2	76	145	190	157
資 格 の 付 与 指 定	161	0.6	85	50	19	7
証 明	103	0.4	19	44	24	16
その他の検査・検定	124	0.5	16	30	36	42
交流の小計	2,686	10.2	534	690	960	502
連 絡	296	1.1	102	28	126	40
国 内 交 流	526	2.0	78	72	286	90
国 際 交 流	1,342	5.1	311	539	241	251
その他の交流	522	2.0	43	51	307	121
共済の小計	1,013	3.8	60	75	408	470
共 同 ・ 共 済	603	2.3	38	37	210	318
補 償	151	0.6	12	17	80	42
その他の共済	259	1.0	10	21	118	110
施設の運営の小計	6,609	25.1	160	614	825	5,010
会 館 ・ 施 設 の 建 設	377	1.4	31	52	69	225
会 館 ・ 施 設 の 管 理	3,296	12.5	44	213	365	2,674
会 館 ・ 施 設 の 貸 与	721	2.7	29	62	128	502
会 館 ・ 施 設 の 公 開	410	1.6	2	52	19	337
その他の施設の運営	1,805	6.9	54	235	244	1,272
その他	2,172	8.3	231	176	1,027	738
合 計	61,990	—	9,911	9,140	21,045	21,894

(注) 割合は、延べ法人数に対する百分率。

図表2-1-12 社員規模別法人数

所管官庁	社団法人数	社員規模別法人数						社会員数	社員平均会員数
		0会員	1~99会員	100~499 会員	500~999 会員	1000~ 4,999 会員	5,000 会員以上		
国所管	3,731	13	1,229	979	445	798	267	8,170,775	2,190
都道府県所管	9,134	26	4,012	3,272	928	702	194	6,383,638	699
合計	12,749	39	5,188	4,234	1,341	1,486	461	14,506,744	1,138
	比率(%)	0.3	40.7	33.2	10.5	11.7	3.6		
前年合計	12,836	20	5,245	4,268	1,339	1,498	466	14,421,465	1,124
	比率(%)	0.2	40.9	33.3	10.4	11.7	3.6		

(法人数)



## 1.1. 財団法人における基本財産

基本財産とは、財団法人の法人格の基礎となる財産であり、本来、その運用益をもって公益活動を行うべきとされているため、取り崩し等には非常に厳格な制限がかかっている。また、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(資料3。以下「指導監督基準」という。)においては、公益法人の財務及び会計について、設立目的の達成に必要な事業活動を遂行するための設立当初の寄付財産の運用収入及び恒常的な賛助金収入等があることと規定されている。

基本財産の規模別法人数を示したものが図表2-1-13である。これによると、かなりばらつきがあることが分かる。最も多い区分が1億円以上10億円未満の4,449法人(34.8%)、次が1千万円以上5千万円未満の3,479法人(27.2%)であるが、その次が500万円未満の1,723法人(13.5%)となり、基本財産規模の小さい法人も相当数を占めている。

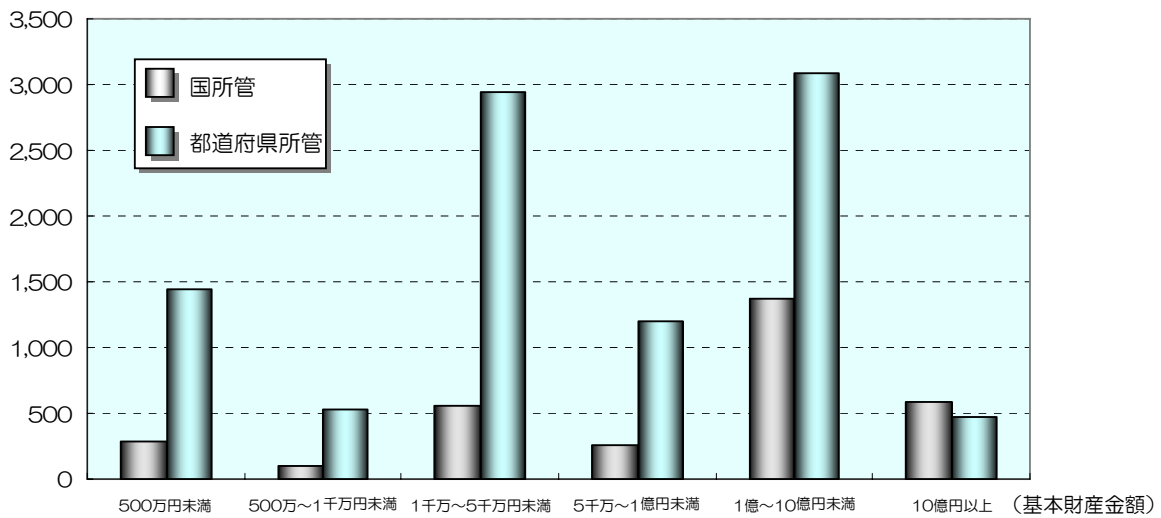
少額の基本財産しか有しない財団法人が存在する理由としては、設立当初には十分な金額であったが、基本財産の積み増しを行わずに年月が経過した結果、現在の貨幣価値とかけ離れてしまったことなどが考えられる。

(注) 中央値とは、変数を大きさの順に並べたとき、その中央で全数を2群に等分する境界点の数値。変数が偶数個のときには中央の2つの値の平均を中央値とする。例えば、25,541の全公益法人の資産額を大きい順に並べたときに、第12,771位の公益法人の資産額が中央値となる。

図表2-1-13 基本財産規模別法人数

所管官庁	財団法人数	基本財産規模別法人数						基本財産 合計金額 (百万円)	基本財産 平均金額 (百万円)
		500万円 未 満	500万円 以上 1千万 円未 満	1千万 円 以上 5千万 円未 満	5千万 円 以上 1億円 未満	1億円 以上 10億円 未満	10億円 以上		
国所管	3,163	288	98	553	259	1,375	590	2,735,272	865
都道府県所管	9,669	1,441	526	2,942	1,201	3,083	476	2,332,904	241
合計	12,792	1,723	622	3,479	1,454	4,449	1,065	5,062,506	396
	比率(%)	13.5	4.9	27.2	11.4	34.8	8.3		
前年合計	12,989	1,759	647	3,549	1,477	4,494	1,063	5,054,554	389
	比率(%)	13.5	5.0	27.3	11.4	34.6	8.2		

(法人数)



## 12. 賛助会員等

近年、社団・財団にかかわらず何らかの会員制度を採っている公益法人が増加してきている。そこで、財団法人における会員又は社団法人における民法上の社員以外であって、定款又は寄附行為に定めのある会員（賛助会員、名誉会員、特別会員等その名称は問わない。）を賛助会員等として調査した結果を示したものが表2-1-14である。

全法人の約7割が、賛助会員等制度を有しないか、又は、制度は有しているが実際の会員がないものであった。賛助会員等が1会員以上いる法人は7,154法人であるが、そのうちの6割以上が100会員未満と小規模である。しかしながら、賛助会員等の合計は約3,902万会員に達している。これは、極めて多数の賛助会員を有する法人が存在するためである。

表2-1-14 賛助会員等規模別法人数

所管官庁	法人数	賛助会員等規模別法人数							賛助会員等 合計会員数	賛助会員等 平均会員数
		制度なし 又は0会員	1～ 99会員	100～ 499会員	500～ 999会員	1,000～ 4,999会員	5,000 会員以上			
国所管	社団	3,731	2,120	1,154	259	39	81	78	23,653,584	14,683
	財団	3,163	1,967	493	323	109	141	130	6,838,039	5,717
都道府 県所管	社団	9,134	6,233	2,341	433	55	40	32	1,649,604	569
	財団	9,669	8,174	455	482	150	215	193	6,901,082	4,616
合 計		25,541	18,387	4,409	1,491	350	472	432	39,024,149	5,455
	比率(%)		72.0	17.3	5.8	1.4	1.8	1.7		
前年合計		25,825	18,710	4,387	1,495	347	460	426	39,579,036	5,563
	比率(%)		72.4	17.0	5.8	1.3	1.8	1.6		

(注) 賛助会員等平均会員数は、制度なし又は0会員を除いた法人数についての平均会員数。

## 第2節 個別事項の分析

### 1. 役職員の状況

#### (理事)

理事は、民法上法人を代表するとともに業務の執行機関として位置付けられており、法人運営上重要な役割を担っている。このため、指導監督基準においては、理事の選出方法、定数、任期、構成、報酬等について様々な規定が設けられている。

理事数について規模別に示したものが表2-2-1である。理事の合計は40万2,462人で、1法人あたりの平均は15.8人、中央値は13人であり、平均値と中央値との乖離は小さい。最も多い区分は、10～19人の法人の11,847法人(46.4%)で半数近くを占めている。また、0～9人の法人も7,863法人(30.8%)と多く、3番目に多い20～29人の法人と合わせて全体の9割以上がこれらの範囲に収まっている。

理事数が多い法人として、100人以上の法人が65法人あった。理事数が特に多い法人については、理事会が法人にとって負担になったり、その機能が形骸化することもあり、法人の事業規模、内容等に応じた適切な数とする必要がある。

一方、理事数が少ない法人については、2人以下の法人が56法人あった。理事数があまり少数であると法人の適正な運営を確保することが困難になり、特定の理事の専横を招くおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

社団法人と財団法人の平均理事数とを比較すると、社団法人の方が財団法人より多い。これは、社団法人においては、社員の中から理事を選出することが多いことが関連していると考えられる。

#### (常勤理事)

理事は、法人の業務の執行機関として法人の運営上重要な役割を担う機関であるが、大部分の理事は、理事会等における重要な意思決定への参加という形で法人の運営にかかわっており、経常的な業務の執行には直接携わっていない。通常、経常的な業務の執行は、常勤理事(公益法人概況調査においては「最低でも週3日以上出勤している理事」としている。)により行われているが、その人数別に法人数

を示したものが表 2-2-2 である。

表 2-2-1 理事規模別法人数

所管官庁		法人数	理事規模別法人数						理事 合計人数	理事 平均人数
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上		
国所管	社団	3,731	354	1,196	978	471	252	480	105,647	28.3
	財団	3,163	1,166	1,484	370	91	35	17	42,513	13.4
都道府 県所管	社団	9,134	1,902	4,942	1,648	398	119	125	146,932	16.1
	財団	9,669	4,482	4,285	707	137	44	14	109,908	11.4
合 計		25,541	7,863	11,847	3,656	1,089	450	636	402,462	15.8
		比率(%)	30.8	46.4	14.3	4.3	1.8	2.5		
前年合計		25,825	7,966	11,962	3,672	1,109	460	656	407,514	15.8
		比率(%)	30.8	46.3	14.2	4.3	1.8	2.5		

これによると、常勤理事の合計は 19,788 人、1 法人当たりの平均常勤理事数は 0.8 人であった。また、約半数の法人に常勤理事がないことが分かる。常勤理事がない法人は、国所管法人では 3 分の 1 弱だが、都道府県所管法人では 6 割近くに達している。これらの法人においては、日常業務の執行は事務局職員に任せていること等が考えられる。

常勤理事が 0 人に次いで多い区分が 1 人の 8,706 法人(34.1%)であり、2 人の 2,167 法人(8.5%)と合わせて全体の 9 割以上の法人は常勤理事が 2 人以下である。また、財団法人の方が社団法人より常勤理事数が多い傾向があり、理事数の場合と逆になっているのが特徴的である。

表 2-2-2 常勤理事規模別法人数

所管官庁		法人数	常勤理事規模別法人数						常勤理事 合計人数	常勤理事 平均人数
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,731	1,278	1,765	386	169	59	74	3,782	1.0
	財団	3,163	886	1,105	573	286	141	172	4,804	1.5
都道府 県所管	社団	9,134	5,920	2,741	301	83	36	53	4,238	0.5
	財団	9,669	5,046	3,160	926	295	122	120	7,138	0.7
合 計		25,541	13,073	8,706	2,167	826	353	416	19,788	0.8
		比率(%)	51.2	34.1	8.5	3.2	1.4	1.6		
前年合計		25,825	13,256	8,735	2,222	826	368	418	20,007	0.8
		比率(%)	51.3	33.8	8.6	3.2	1.4	1.6		

### (公務員出身理事)

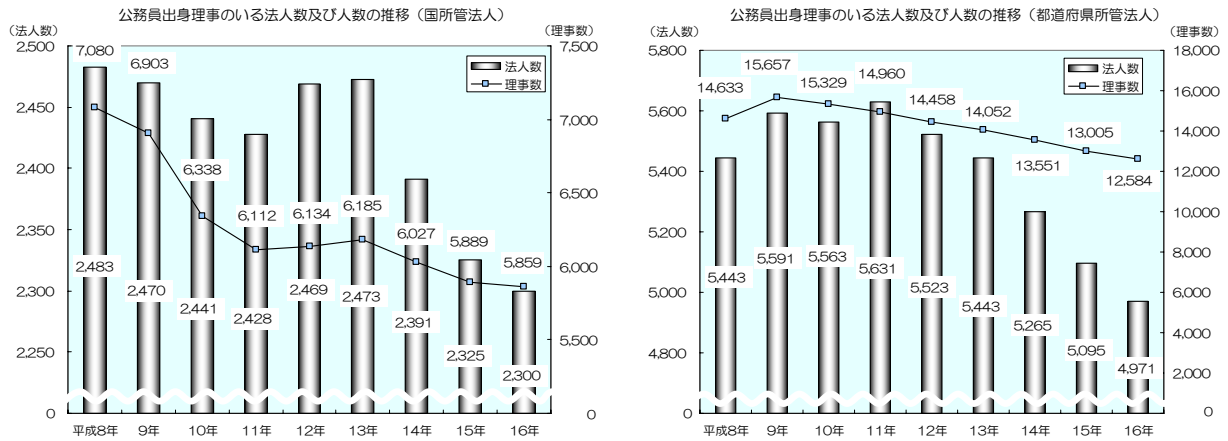
公務員出身者が公益法人の理事として業務を執行している状況をまとめたものが図表 2-2-3 である。公務員出身者とは、国所管法人の場合、原則として国の本省庁課長相当職以上を経験し、退職後 10 年未満の間に当該公益法人の理事に就任して現在に至っている者を指す（詳細な定義については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」（資料 4。以下「運用指針」という。）を参照。また、都道府県所管法人についても、国と同様の考え方である。）。

まず、国所管法人の理事における国家公務員出身者は 2,300 法人(全法人数(6,894 法人)の 33.4%、前年比 25 法人減)に 5,859 人(全理事数(148,160 人)の 4.0%、前年比 30 人減)であった。一方、都道府県所管法人の理事における都道府県公務員出身者は 4,971 法人(全法人数(18,803 法人)の 26.4%、前年比 124 法人減)に 12,584 人(全理事数(256,840 人)の 4.9%、前年比 421

人減)であった。

次に、国所管法人の常勤理事における国家公務員出身者は、1,033 法人(全法人数(6,894 法人)の15.0%、前年比26 法人減)に1,515 人(全常勤理事数(8,586 人)の17.6%、国家公務員出身理事の25.8%、前年比48 人減少)であった。一方、都道府県所管法人の常勤理事における都道府県公務員出身者は、2,334 法人(全法人数(18,803 法人)の12.4%)に2,969 人(全常勤理事数(11,376 人)の26.1%、都道府県公務員出身理事の23.6%、前年比55 人減)であった。

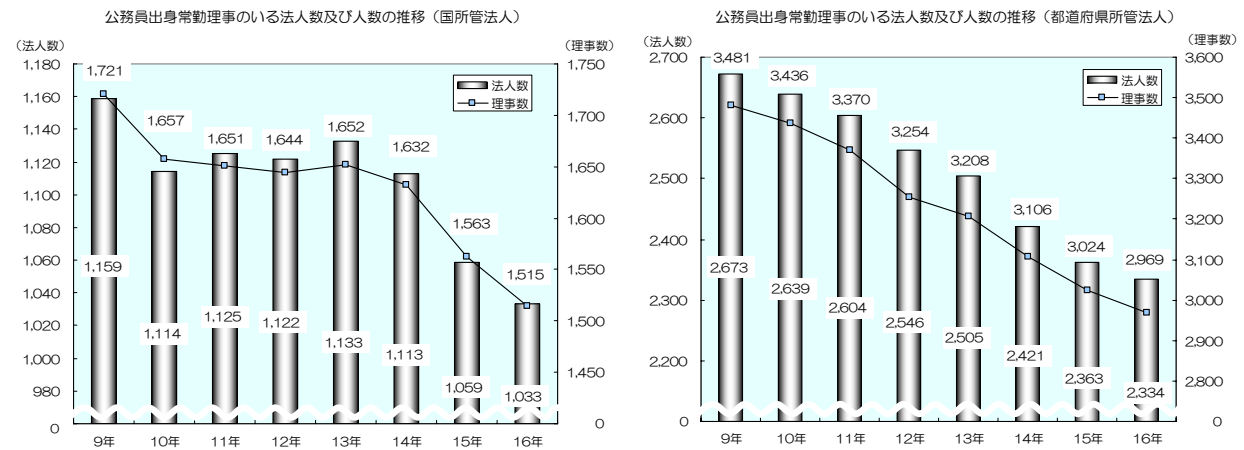
図表2-2-3 公務員出身理事のいる法人数等の推移



(公務員出身理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数										公務員出身理事数								
	法人数	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
国所管	6,894	2,483	2,470	2,441	2,428	2,469	2,473	2,391	2,325	2,300	7,080	6,903	6,338	6,112	6,134	6,185	6,027	5,889	5,859
都道府県所管	18,803	5,443	5,591	5,563	5,631	5,523	5,443	5,265	5,095	4,971	14,633	15,329	14,960	14,458	14,052	13,551	13,005	12,584	

(注) 各年10月1日現在である。



(公務員出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数										公務員出身常勤理事数								
	法人数	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
国所管	6,894	-	1,159	1,114	1,125	1,122	1,133	1,113	1,059	1,033	1,742	1,721	1,657	1,651	1,644	1,652	1,632	1,563	1,515
都道府県所管	18,803	-	2,673	2,639	2,604	2,546	2,505	2,421	2,363	2,334	3,591	3,481	3,436	3,370	3,254	3,208	3,106	3,024	2,969

(注) 1 各年10月1日現在である。

2 平成8年は、法人数を調査していない。

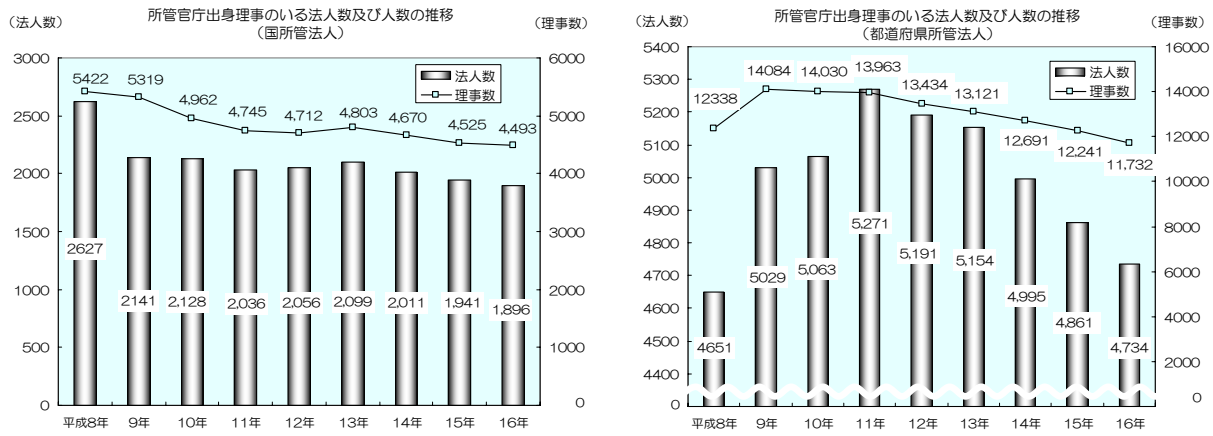
(所管官庁出身理事)

公務員出身理事のうち、所管官庁出身者の数を示したものが図表2-2-4である。これによると、国所管法人の理事における所管官庁出身者は1,896 法人(全法人数(6,894 法人)の27.5%、前年比45 法人減)に4,493 人(全理事数(148,160 人)の3.0%、国家公務員出身理事の76.7%、前年比32 人減)であった。一方、都道府県所管法人の理事における、所管官庁出身者は4,734 法人(全



法人数（18,803 法人）の 25.1%、前年比 127 法人減）に 11,732 人（全理事数（256,840 人）の 4.6%、都道府県公務員出身理事の 93.2%、前年比 509 人減）であった。

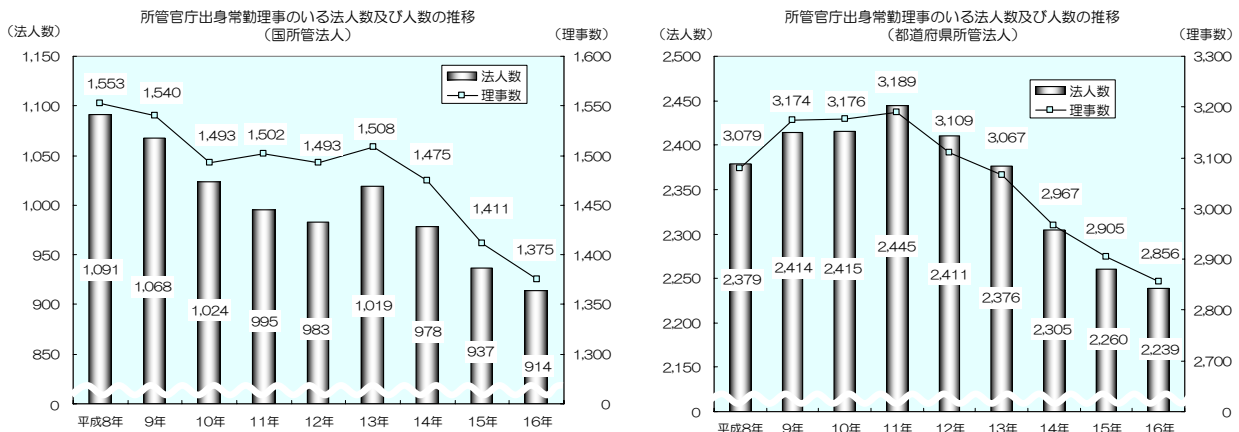
図表 2-2-4 所管官庁出身理事のいる法人数等の推移



(所管官庁出身理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数										所管官庁出身理事数									
	法人数	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	
国所管	6,894	2,627	2,141	2,128	2,036	2,056	2,099	2,011	1,941	1,896	5,422	5,319	4,962	4,745	4,712	4,803	4,670	4,525	4,493	
都道府県所管	18,803	4,651	5,029	5,063	5,271	5,191	5,154	4,995	4,861	4,734	12,338	14,084	14,030	13,963	13,434	13,121	12,691	12,241	11,732	

(注) 各年10月1日現在である。



(所管官庁出身常勤理事のいる法人数及び人数の推移)

所管官庁	法人数										所管官庁出身常勤理事数									
	法人数	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	
国所管	6,894	1,091	1,068	1,024	995	983	1,019	978	937	914	1,553	1,540	1,493	1,502	1,493	1,508	1,475	1,411	1,375	
都道府県所管	18,803	2,379	2,414	2,415	2,445	2,411	2,376	2,305	2,260	2,239	3,079	3,174	3,176	3,189	3,109	3,067	2,967	2,905	2,856	

(注) 各年10月1日現在である。

指導監督基準においては、理事の構成に関して、理事現在数に占める所管官庁出身者の割合を3分の1以下にするよう規定されている（共管の場合は全共管官庁の出身者の合計を3分の1以下とする。）。

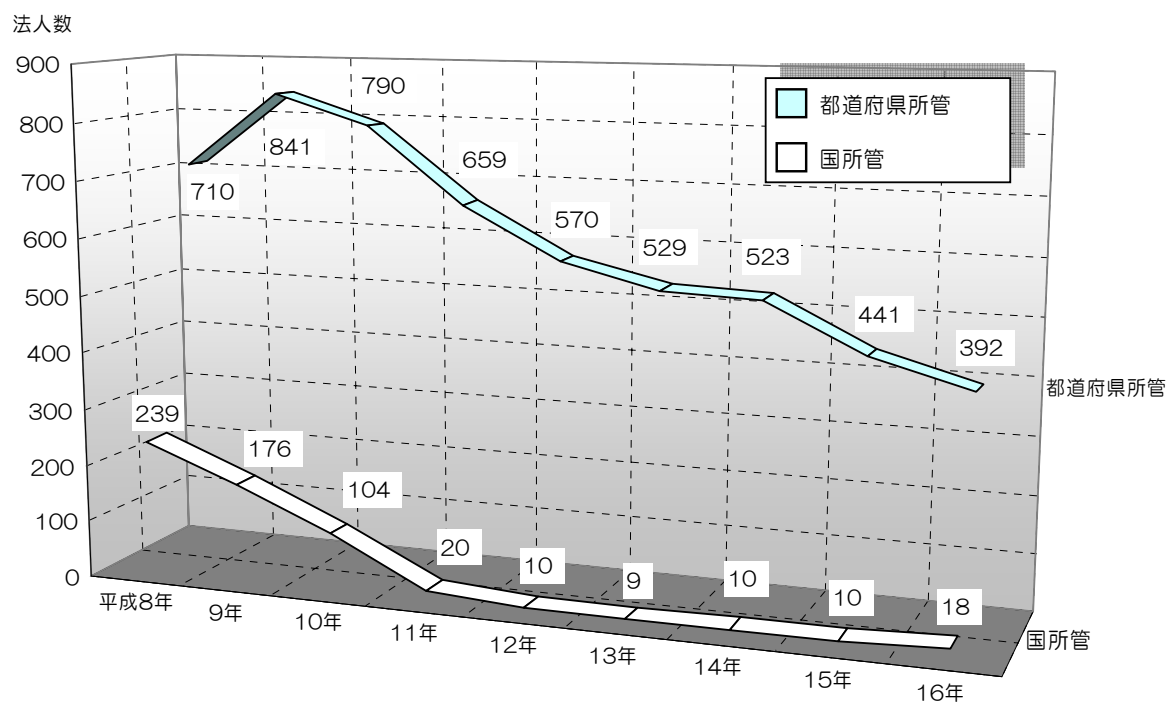
平成 16 年 10 月 1 日現在において、所管官庁出身者が理事現在数の 3 分の 1 を超えている法人数を示したものが図表 2-2-5 である。この図表では、共管法人を、該当する所管官庁の「共管」欄にそれぞれ計上している。これによると、所管する官庁出身者が理事現在数の 3 分の 1 を超えている法人数は、国所管では 18 法人と前年と比べて 8 法人増加、都道府県所管では 392 法人と前年と比べて 49 法人減少している。国所管法人についてその理由を見てみると、理事の死亡や退任により一時的に理事現在数が減少したことによるものがある一方で、新たに所管官庁出身者が理事として就任している法人もあ

った。これらの法人については、既に改善されている法人もあるが、残りの法人についても所管する官庁出身理事の退任等の速やかな改善措置が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行うことが必要である（国所管法人における所管官庁出身理事が3分の1を超えていた法人については、平成17年7月1日現在で18法人全てが改善済）。

また、指導監督基準決定直後の平成8年10月1日現在からの所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数の推移を見ると、指導監督基準の決定により、理事構成の適正化が進んできたことがうかがえるが、都道府県所管法人ではいまだに多数の法人において、理事現在数に占める所管省庁出身者が3分の1を超えている状況にあることから、指導監督基準に則して引き続き更なる適正化に強力に取り組んでいくことが必要である。

図表2-2-5 所管官庁出身理事数が3分の1を超える法人数とその推移

	単管	共管	合計	前年合計
国所管	16	2	18	10
都道府県所管	384	8	392	441
合計	400	8	408	450



#### （同一親族・企業関係者理事）

指導監督基準においては、所管官庁出身理事の割合の制限に加えて、同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）及び特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）の理事現在数に占める割合を3分の1以下にするように規定されている。この割合が3分の1を超えている法人数を示したものが表2-2-6である。

表2-2-6 同一親族理事の状況別法人数及び同一特定企業関係者理事の状況別法人数

## (同一親族理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一親族理事のいる法人数	うち同一親族が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,731	210	3
	財団	3,163	421	20
都道府県所管	社団	9,134	156	28
	財団	9,669	1,049	221
合計		25,541	1,831	272
		比率(%)	7.2	1.1
前年合計		25,825	1,822	270
		比率(%)	7.1	1.0

## (同一特定企業関係者理事の状況別法人数)

所管官庁		法人数	同一特定企業関係者理事のいる法人数	うち同一特定企業関係者が理事現在数の1/3を超えている法人数
国所管	社団	3,731	458	12
	財団	3,163	732	31
都道府県所管	社団	9,134	241	44
	財団	9,669	860	158
合計		25,541	2,273	242
		比率(%)	8.9	0.9
前年合計		25,825	2,345	258
		比率(%)	9.1	1.0

## (同一業界関係者理事)

指導監督基準においては、更に、同一業界関係者の理事現在数に占める割合を2分の1以下にするよう規定されている。

同一業界関係者の理事現在数に占める割合が2分の1を超えている法人数を示したものが表2-2-7である。これによると、6,192法人が該当しており、この中には一部互助会も含まれている。社団法人・財団法人の別では、社団法人の方が多いものの、財団法人でも多数存在している。なお、理事全員が同一業界関係者である法人数は3,651法人であった。

表2-2-7 同一業界関係者理事の状況別法人数

所管官庁		法人数	同一業界関係者が理事現在数の1/2を超えている法人数	うち理事全員が同一業界関係者の法人数
国所管	社団	3,731	836	224
	財団	3,163	164	41
都道府県所管	社団	9,134	4,221	3,019
	財団	9,669	1,009	385
合計		25,541	6,192	3,651
		比率(%)	24.2	14.3
前年合計		25,825	6,201	3,658
		比率(%)	24.0	14.2

**(監事)**

監事は、法人の会計、財産、理事の業務執行等の状況を監査するために重要な機関であり、民法上は設置が任意とされているが、指導監督基準においては、監事を必ず設置することと規定されている。その人数を規模別に示したものが表 2-2-8 である。

これによると、監事の合計は 56,411 人、1 法人当たりの平均は 2.2 人で、2 人の法人が 18,731 法人 (73.3%) と 7 割以上を占めている。ほとんどの法人が 1 人から 3 人に収まっているが、5 人以上の法人も 215 法人ある。活動範囲が全国的なものなど、法人の規模が相当大きい法人については、ある程度の監事数が必要となるものと考えられる。

監事のうち、常勤監事 (公益法人概況調査においては、最低でも週 3 日以上出勤している監事としている。) として日常業務に携わっている者の合計は 390 人、常勤監事がいる法人数は 342 法人 (全法人数の 1.3%) であった。

国所管法人の監事における国家公務員出身者は 576 法人に 689 人であり、都道府県所管法人の監事における都道府県公務員出身者は 1,889 法人に 2,281 人であった。

なお、監事制度がない法人は 43 法人であった。監事制度がない法人及び監事制度があっても監事が選任されていない法人については、早急な改善が必要である。

表 2-2-8 監事規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	監事制度なし法人数	監事規模別法人数						監事合計人数	監事平均人数
				0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
国所管	社団	3,731	4	4	130	2,234	1,178	118	63	8,937	2.4
	財団	3,163	2	4	279	2,483	357	24	14	6,491	2.1
都道府県所管	社団	9,134	9	3	218	6,592	2,055	181	76	20,705	2.3
	財団	9,669	28	19	483	7,536	1,434	106	63	20,615	2.1
合計		25,541	43	30	1,099	18,731	4,997	426	215	56,411	2.2
		比率 (%)	0.2	0.1	4.3	73.3	19.6	1.7	0.8		
前年合計		25,825	46	27	1,137	18,872	5,085	437	221	57,068	2.2
		比率 (%)	0.2	0.1	4.4	73.1	19.7	1.7	0.9		

(注) 1 監事平均人数は、監事制度なし法人数を除いた法人数についての平均人数。

2 合計は共管重複分を除く実数。

**(外部監事)**

公益法人のうち、互助・共済団体等の法人に関しては、指導監督基準において、法人に関する抜本的法改革が行われるまでの間は、業界関係者又は所管官庁出身者以外の者を監事とするよう、所管官庁が強力に指導することと規定されている。この外部監事の導入状況について示したものが表 2-2-9 である。

これによると、互助・共済団体等の法人のうち、外部監事を導入していない法人が約 7 割となっている。これらの法人の所管官庁においては、外部監事制度の導入に向け、引き続き強力な指導が必要である。

**(現職公務員理事・監事)**

公益法人の役員 (理事及び監事) には、欠格要件 (民法施行法 [明治 31 年法律第 11 号] 第 27 条) はあるものの、特段の資格要件はない。したがって、職業や国籍による役員就任への制限はない。しかしながら、現職公務員については、法人を指導監督する立場にあることから、公益法人の役員への就任は適当でないものと考えられている。

都道府県所管法人については、都道府県が直接出えんして設立した外郭団体的公益法人が多数存在しており、その業務の実施、監督等のために、国所管法人に比べて現在においても現職の都道府県公務員が多数役員に就任しているのが実状である。

表2-2-9 外部監事導入の有無別法人数

所管官庁		法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	法人の性格が「互助・共済団体等」である法人数	
			うち外部監事制度がある法人数	うち外部監事制度がない法人数
国所管	社団	161	118	43
	財団	38	24	14
都道府県所管	社団	2,844	807	2,037
	財団	779	201	578
合計		3,820	1,148	2,672
		比率(%)	30.1	69.9
前年合計		3,804	1,155	2,649
		比率(%)	30.4	69.6

(注) 共管重複分を除く実数。

現職公務員の理事及び監事への就任状況を示したものが表2-2-10である。この表における現職公務員とは、所管官庁において職務に従事する常勤の公務員（公務員の身分を有する休職出向者及び課長相当職以下の者を含み、国務大臣、副大臣、大臣政務官、都道府県知事、都道府県議会議員等を除く。）を指す。

まず、国所管法人の理事における現職国家公務員は31法人に55人、都道府県所管法人の理事における現職都道府県公務員は2,773法人に6,351人であり、都道府県所管法人においては、所管官庁出身理事（11,732人）の5割程度が現職都道府県公務員ということになる。

次に、国所管法人の監事における現職国家公務員は13法人に21人、都道府県所管法人の監事における現職都道府県公務員は1,125法人に1,299人であった。

理事と監事とを合計した役員数は、国所管法人においては33法人（前年比11法人減）に76人（前年比21人増）の現職国家公務員が就任している。一方、都道府県所管法人においては2,853法人（前年比131法人減）に7,650人（前年比518人減）の現職都道府県公務員が就任している。

表2-2-10 現職公務員理事又は監事のいる法人数及び人数

所管官庁	法人数	理事		監事		役員合計		前年役員合計	
		法人数	理事数	法人数	監事数	法人数	役員数	法人数	役員数
国所管	6,894	31	55	13	21	33	76	44	55
都道府県所管	18,803	2,773	6,351	1,125	1,299	2,853	7,650	2,984	8,168
合計	25,541	2,803	6,405	1,137	1,319	2,884	7,724	3,025	8,218

(注) 1 役員は、理事と監事の合計。  
 2 役員合計の法人数は、理事又は監事が1人以上いる法人の数。  
 3 役員合計の役員数は、理事数と監事数の合計人数。

### （現職議員理事）

現職の国会議員及び都道府県議会議員が公益法人の理事に就任している状況を示したものが表2-2-11である。

これによると、国所管法人の理事を務める現職国会議員は225法人（前年比46法人減）に346人（前年比84人減）であった。また、都道府県所管法人の理事における現職都道府県議会議員は863法人（前年比57法人減）に1,208人（前年比66人減）であった。

表2-2-11 現職国会・都道府県議会議員理事のいる法人数及び人数

所管官庁		現職議員理事			うち常勤	
		法人数	法人数	理事数	法人数	常勤理事数
国所管	社団	3,731	106	147	0	0
	財団	3,163	119	199	0	0
	合計	6,894	225	346	0	0
前年国合計		7,009	271	430	0	0
都道府県所管	社団	9,134	297	359	2	2
	財団	9,669	566	849	2	2
	合計	18,803	863	1,208	4	4
前年都道府県合計		18,987	920	1,274	5	5

## (有給常勤役員)の平均年間報酬額

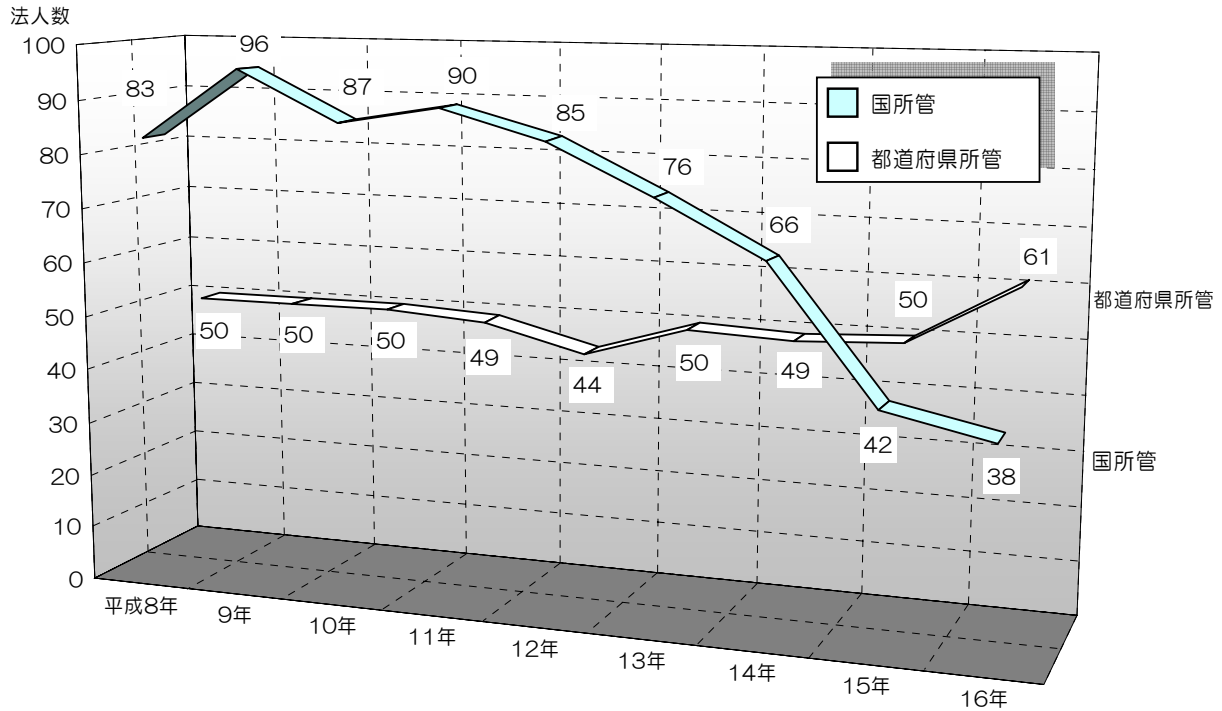
指導監督基準では、役員報酬等について、当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて不当に高額に過ぎないものとする事と規定されている。公益法人の定款又は寄附行為においては、役員は無報酬であるが、常勤の役員については有給とすることができる旨定められていることが多い。このような有給の役員（役員としての報酬を支給されていないが、職員としての給与を支給されている者を含む。）に対する年間報酬の1人当たり平均額を示したものが表2-2-12である。

これによると、有給役員がいる法人は10,310法人（全法人の40.4%）であり、常勤役員がいる法人数（12,480法人）よりも少なく、無報酬の常勤役員もかなり存在していることが分かる。有給役員がいる法人の中では、平均年間報酬額が400万円以上800万円未満の法人が3,796法人（有給役員がいる法人の36.8%）、400万円未満の法人が3,350法人（同32.5%）であり、800万円未満の法人で7割程度を占めている。一方、平均年間報酬額が2,000万円以上の法人も99法人（前年比7法人増）あった（図2-2-13）。

表2-2-12 有給常勤役員)の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	有給常勤役員)の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上800万円未満	800万円以上1,200万円未満	1,200万円以上1,600万円未満	1,600万円以上2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	3,731	1,487	355	937	528	304	102	18
	財団	3,163	1,276	320	432	486	423	206	20
都道府県所管	社団	9,134	6,378	1,418	1,084	213	27	3	11
	財団	9,669	6,152	1,262	1,412	578	169	46	50
合計		25,541	15,231	3,350	3,796	1,792	917	356	99
全法人に占める比率(%)			59.6	13.1	14.9	7.0	3.6	1.4	0.4
有給役員ありの法人に占める比率(%)				32.5	36.8	17.4	8.9	3.5	1.0
前年合計		25,825	15,426	3,307	3,822	1,831	958	389	92
全法人に占める比率(%)			59.7	12.8	14.8	7.1	3.7	1.5	0.4
有給役員ありの法人に占める比率(%)				31.8	36.8	17.6	9.2	3.7	0.9

図2-2-13 有給常勤従業員の平均年間報酬額 2,000万円以上の法人数の推移



また、所管官庁出身常勤役員がいる法人に限っての有給常勤従業員の平均報酬額を示したものが表2-2-14である。400万円以上800万円未満の法人が1,253法人（所管官庁出身者がいる法人の39.2%）と最も多い。

表2-2-14 所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

所管官庁		法人数	所管官庁出身常勤役員がいる法人における有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数						
			有給役員なし	400万円未満	400万円以上 800万円未満	800万円以上 1,200万円未満	1,200万円以上 1,600万円未満	1,600万円以上 2,000万円未満	2,000万円以上
国所管	社団	425	10	11	78	112	144	66	4
	財団	557	14	19	52	118	207	141	6
都道府県所管	社団	1,055	60	355	542	91	5	0	2
	財団	1,184	142	144	596	253	48	1	0
合計		3,196	226	526	1,253	569	402	208	12
		全法人に占める比率(%)	7.1	16.5	39.2	17.8	12.6	6.5	0.4
		有給役員ありの法人に占める比率(%)		17.7	42.2	19.2	13.5	7.0	0.4
前年合計		3,235	239	490	1,272	578	418	221	17
		全法人に占める比率(%)	7.4	15.1	39.3	17.9	12.9	6.8	0.5
		有給役員ありの法人に占める比率(%)		16.4	42.5	19.3	14.0	7.4	0.6

（職員）

職員は、理事の職務を助け、実際の法人の活動を担う中核的存在であり、法人管理、事業執行その他多方面での実務を行っている。職員の中には、雇用関係にある者のほか、法人の名をもって対外的活動を行っている顧問、参与、専門委員等が含まれている。

職員数の規模別法人数を示したものが表2-2-15である。職員の合計は56万7,578人、1法人当たりの平均は22.2人、中央値は3人であり、半数以上の法人が職員数3人以下の零細規模であることが分かる。規模別には、2～9人の法人が11,585法人（45.4%）と半数近くを占め、次に多いのが10～49人の法人の4,887法人（19.1%）であった。一方、職員が1人の法人が4,433法人（17.4%）、職員がいない法人も2,740法人（10.7%）あった。このような職員がいない法人については、設立母体の企業や団体からの出向や派遣により法人とは雇用関係にない者が事務を行っている、他の企業・団体（の職員）が本務の傍らで法人の事務を行っている、行事の開催時等必要に応じて理事、会員等が集まって活動しているなどの状況が想定される。

一方、50人以上の職員がいる法人は1,896法人（7.5%）あった。500人以上の職員を抱えている法人も138法人あった。

公益法人概況調査では、職員のうち最低でも週3日以上出勤している者を常勤職員（パート、アルバイト等雇用形態は問わない。）としており、その合計は48万3,688人であり、全職員数の約9割が常勤職員である。

表2-2-15 職員規模別法人数

所管官庁		法人数	職員規模別法人数						職員合計人数	職員平均人数
			0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上		
国所管	社団	3,731	121	431	2,300	739	62	78	82,615	22.1
	財団	3,163	157	422	1,310	838	189	247	141,016	44.6
都道府県所管	社団	9,134	1,136	2,056	4,474	1,192	143	133	93,421	10.2
	財団	9,669	1,347	1,532	3,541	2,179	528	542	257,426	26.6
合計		25,541	2,740	4,433	11,585	4,887	912	984	567,578	22.2
		比率(%)	10.7	17.4	45.4	19.1	3.6	3.9		
前年合計		25,825	2,699	4,528	11,748	4,948	906	996	568,106	22.0
		比率(%)	10.5	17.5	45.5	19.2	3.5	3.9		

### （評議員）

指導監督基準では、評議員及び評議員会について、財団法人には、原則として、評議員を置き、また、理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関として評議員会を置くことと規定されている。

評議員の規模別法人数を示したものが表2-2-16である。評議員（会）制度がある法人は11,598法人（45.4%）で、評議員の合計は28万922人であり、制度がある1法人当たりの平均評議員数は24.2人、中央値は15人であった。

評議員の合計数を社団法人と財団法人とで比較して見ると、社団法人で評議員（会）制度を設けているのは1,480法人（社団法人の11.6%）であった。財団法人については、評議員（会）の設置を指導しているものの、評議員制度を設けているのは10,118法人（財団法人の79.1%）であった。

国所管の財団法人と都道府県所管の財団法人とを比較して見ると、国所管の財団法人では98.2%（3,106法人）が評議員（会）制度を設けているのに対し、都道府県所管の財団法人では72.9%（7,050法人）にとどまっている。都道府県所管の財団法人に対しては、評議員（会）制度の導入に向け、更に強力な指導が必要である。

財団法人の評議員規模別の法人数は、10～19人が4,554法人（制度を有している財団法人の45.0%）、0～9人が2,280法人（22.5%）、20～29人が1,636法人（16.2%）であり、約8割の法人が0～29人の範囲に含まれている。



表2-2-16 評議員規模別法人数

所管官庁	法人数	評議員制度 有り法人数	評議員規模別法人数						評議員 合計人数	評議員 平均人数	
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上			
国所管	社団	3,731	626	72	60	59	41	50	344	52,567	84.0
	財団	3,163	3,106	598	1,375	570	244	129	190	66,696	21.5
都道府県所管	社団	9,134	855	294	152	102	79	60	168	26,900	31.5
	財団	9,669	7,050	1,686	3,194	1,074	461	242	393	135,755	19.3
全 体	社団	12,749	1,480	366	211	161	120	110	512	79,449	53.7
	比率(%)		11.6	24.7	14.3	10.9	8.1	7.4	34.6		
	財団	12,792	10,118	2,280	4,554	1,636	698	370	580	201,473	19.9
	比率(%)		79.1	22.5	45.0	16.2	6.9	3.7	5.7		
合計	25,541	11,598	2,646	4,765	1,797	818	480	1,092	280,922	24.2	
比率(%)		45.4	22.8	41.1	15.5	7.1	4.1	9.4			
前年合計		25,825	11,630	2,627	4,737	1,826	850	465	1,125	283,763	24.4
	比率(%)		45.0	22.6	40.7	15.7	7.3	4.0	9.7		

(注) 1 評議員平均人数は、評議員制度有りの法人についての平均。  
2 評議員規模別法人数の割合は、評議員制度有りの法人に対する割合。

財団法人の評議員の構成について、運用指針では、同一の親族、特定の企業、所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者の評議員に占める割合は、それぞれ評議員会を実質的に支配できない程度（2分の1以内）にとどめることが必要であるとされている。財団の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数を示したのが表2-2-17である。

表2-2-17 財団法人の評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数

所管官庁	評議員 制度有り 法人数	評議員のうち所管官庁出身者が占める割合別法人数						2分の1 以下	2分の1超		
		0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未 満	100%		単管	共管	
国所管	3,106	2,332	592	160	10	1	11	3,084	22	0	
都道府県所管	7,050	5,497	1,144	295	30	26	58	6,936	114	0	
合 計		10,118	7,797	1,734	451	40	27	69	9,982	136	0
	比率(%)		76.6	17.3	4.7	0.4	0.3	0.7			
前年合計		10,133	7,791	1,745	470	39	26	62	10,006	127	0
	比率(%)		76.9	17.2	4.6	0.4	0.3	0.6			

また、財団法人の評議員の定数、特に理事会との関係について、運用指針では、法人の事業規模、内容等から見て適切なものにする必要があるが、理事会を牽制する役割からみて、理事と同数程度以上であることが好ましいとされている。評議員数を理事数の関係を示したものが表2-2-18である。評議員（会）制度を設けている法人については、理事と同数以上の評議員がいる場合が多い。

表2-2-18 評議員数と理事数の関係

		総数	理事数					
			0~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50人以上
	総数	25,541	7,863	11,847	3,656	1,089	450	636
評議員数	制度なし	13,943	3,389	6,668	2,353	752	315	466
	0~9人	2,646	2,001	552	71	15	3	4
	10~19人	4,765	2,017	2,606	122	13	6	1
	20~29人	1,797	305	1,093	361	30	3	5
	30~39人	818	90	425	220	66	12	5
	40~49人	480	30	198	161	56	32	3
	50人以上	1,092	31	305	368	157	79	152

## 2. 財務・会計の状況

### (年間収入額)

公益法人の年間収入は、大きく分けて、

- 会費収入（民法上の社員（社団法人のみに存在）及び賛助会員等（社団法人・財団法人の双方に存在）からの会費収入を指す。）
- 財産運用収入（基本財産（財団法人のみに存在）・運用財産（社団法人・財団法人の双方に存在）の区分を問わず、財産の運用から得た収入を指す。）
- 寄付・補助金等収入（寄付金、補助金、助成金等の反対給付を伴わない性質の収入を指し、拠出元は個人、企業、公的機関等のいずれであってもよい。）
- 事業収入（事業活動を行った結果として得た収入を指す。なお、ここでいう事業は、定款又は寄附行為上の目的事業である事業（指導監督上の公益事業）であっても、公益活動を行うために付随的に収益を目的として行う事業（指導監督上の収益事業）であってもどちらでもよい。）

等からなっている。この年間収入に、前年度からの繰越金（前期繰越収支差額）を加えたものが、当該年度の総収入となる。なお、年間支出に次年度への繰越金（次期繰越収支差額）を加えたものが当該年度における総支出であり、「総収入額＝総支出額」の関係になっている。

年間収入額の規模別法人数を示したものが表2-2-19である。これによると、年間収入額の合計は18兆3,903億円であり、集計を始めた平成9年度の公益法人概況調査における21兆5,439億円と比べると3兆1,536億円、前年と比べると6,326億円減少しており、集計を始めてから最も少なくなった。

1法人当たりの平均年間収入額は7億2,003万円、中央値は5,934万円である。平均と中央値との間には大きな隔りがある。規模別に見ると、1千万円以上5千万円未満の法人が6,586法人（25.8%）と最多であり、以下、1億円以上5億円未満が6,300法人（24.7%）、1千万円未満が5,400法人（21.1%）と続くことから、収入が小規模な法人が多いことが分かる。

一方、平均を超える区分である10億円以上の法人は2,474法人（9.7%）に過ぎず、極めて収入額が大きい法人の存在により平均が引き上げられている。

年間収入の構成状況を示したものが図表2-2-20である。社団法人・財団法人の双方において事業収入が年間収入の約6割と最も多くを占めている。また、社団法人・財団法人を問わず、寄付金、行政や民間助成団体等からの補助金等も得ているが、これらの合計額が総額に占める割合は社団法人・財団法人ともに約1割程度である。

表2-2-19 年間収入額規模別法人数

所管官庁	法人数	年間収入額規模別法人数						年間収入合計金額 (百万円)	年間収入平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,731	258	1,101	718	1,117	226	311	3,309,077	887
	財団	3,163	340	588	347	886	335	667	6,829,499	2,159
都道府県所管	社団	9,134	2,169	2,934	1,094	2,155	395	387	2,160,536	237
	財団	9,669	2,664	1,979	1,015	2,208	676	1,127	6,194,957	641
合計		25,541	5,400	6,586	3,154	6,300	1,627	2,474	18,390,315	720
	比率(%)		21.1	25.8	12.3	24.7	6.4	9.7		
前年合計		25,825	5,417	6,693	3,170	6,382	1,633	2,530	19,022,906	737
	比率(%)		21.0	25.9	12.3	24.7	6.3	9.8		

(年間支出額)

公益法人の年間支出は、大きく分けて、

- 事業費（公益法人が事業遂行のために直接要する支出で管理費以外のものを指す。なお、ここでいう事業費には法人の目的事業（指導監督上の公益事業）のみならず、付随的に行う収益事業（指導監督上の収益事業）に支出された費用も含む。）
- 管理費（法人の各種の業務を管理するために、毎年度経常的に支出する経費を指す。）
- 固定資産取得支出（法人の各種の業務を遂行するために不可欠な什器備品等の固定資産の取得に要する経費を指す。）

等からなっており、土地の購入や退職給与引当預金の積み立ても資金の「支出」に当たる。これら当該年度に支出した合計が年間支出額であり、総収入額との差額が次年度への繰越金（次期繰越収支差額）となる。

年間支出額の規模別法人数を示したものが表2-2-21である。これによると、年間支出額の合計は18兆3,508億円、1法人当たりの平均は7億1,848万円、中央値は5,927万円であった。

100億円以上の年間支出額がある法人が269法人ある一方で、年間支出額が100万円未満の法人が1,293法人（5.1%）あった。無償の役務の提供（ボランティア等）もあるため、金銭的な支出規模がその法人の活動状況をそのまま示すものとは言えないが、支出額が極めて小さい法人については、十分な活動が行われていない場合もあるものと考えられる。

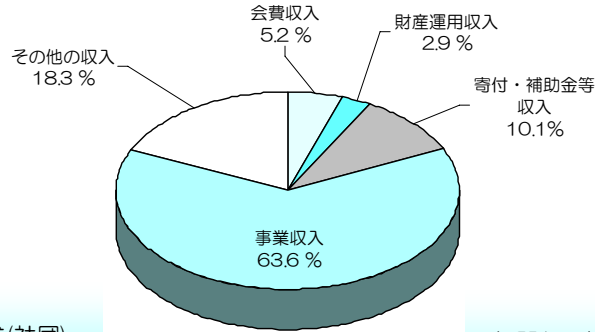
年間支出の構成状況を示したものが図表2-2-22である。社団法人・財団法人の双方において事業費が約7割程度と大きな割合を占めている。一方、管理費は約1割程度でありウエイトは小さい。

図表2-2-20 年間収入構成

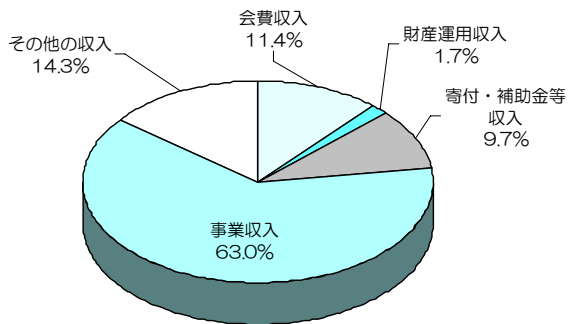
(百万円)

		会費収入	財産運用収入	寄付金収入	国からの補助金等収入	都道府県からの補助金等収入	民間助成団体等からの補助金等収入	その他の補助金等収入	事業収入	その他の収入	合計
		国所管	社団	385,685	69,579	19,343	109,869	39,340	27,060	97,927	2,169,439
	財団	190,535	305,638	130,306	245,675	59,014	52,771	223,200	4,566,761	1,055,443	6,829,499
都道府県所管	社団	234,621	21,227	11,886	26,660	63,485	30,491	101,008	1,278,672	392,365	2,160,536
	財団	139,484	129,860	82,084	23,192	281,653	16,609	222,483	3,761,437	1,539,356	6,194,957
合計		949,266	526,147	236,704	405,326	441,929	126,629	643,211	11,690,935	3,371,118	18,390,315
比率(%)		5.2	2.9	1.3	2.2	2.4	0.7	3.5	63.6	18.3	100.0
前年合計		971,136	474,879	251,656	862,867	448,783	130,458	603,154	11,846,270	3,433,764	19,022,906
比率(%)		5.1	2.5	1.3	4.5	2.4	0.7	3.2	62.3	18.1	100.0

年間収入構成(合計)



年間収入構成(社団)



年間収入構成(財団)

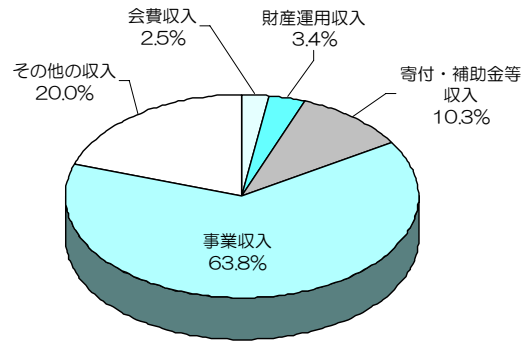


表2-2-21 年間支出額規模別法人数

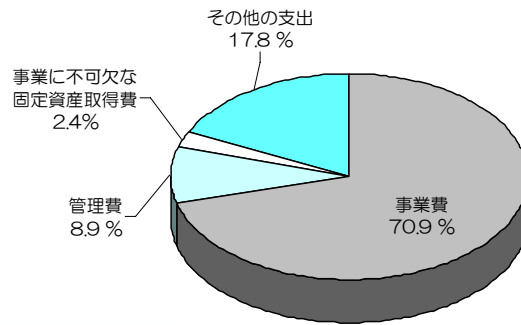
所管官庁	法人種別	法人数	年間支出額規模別法人数					年間支出合計金額(百万円)	年間支出平均金額(百万円)	
			1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満			10億円以上
国所管	社団	3,731	255	1,099	721	1,121	218	317	3,290,138	882
	財団	3,163	305	623	344	887	334	670	6,796,927	2,149
都道府県所管	社団	9,134	2,181	2,940	1,100	2,135	389	389	2,187,629	240
	財団	9,669	2,679	1,984	996	2,217	673	1,120	6,177,958	639
合計		25,541	5,389	6,629	3,142	6,294	1,608	2,479	18,350,758	718
	比率(%)		21.1	26.0	12.3	24.6	6.3	9.7		
前年合計		25,825	5,375	6,774	3,142	6,378	1,629	2,527	19,043,824	737
	比率(%)		20.8	26.2	12.2	24.7	6.3	9.8		

図表2-2-22 年間支出構成

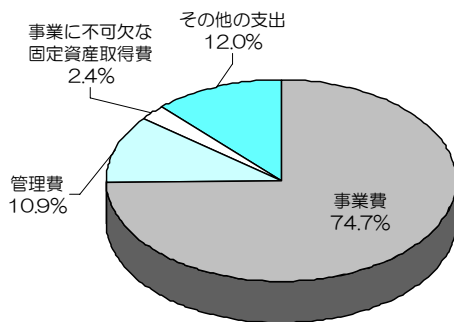
(百万円)

		事業費	管理費	事業に不可欠な固定資産取得費	その他の支出	合計
国所管	社団	2,616,536	269,152	77,189	327,280	3,290,138
	財団	4,990,067	445,888	148,539	1,209,203	6,796,927
都道府県所管	社団	1,475,699	330,014	52,415	329,570	2,187,629
	財団	4,003,340	599,124	160,471	1,415,021	6,177,958
合計		13,010,568	1,635,231	433,630	3,271,253	18,350,758
比率(%)		70.9	8.9	2.4	17.8	100.0
前年合計		13,686,281	1,678,024	420,950	3,258,597	19,043,824
比率(%)		71.9	8.8	2.2	17.1	100.0

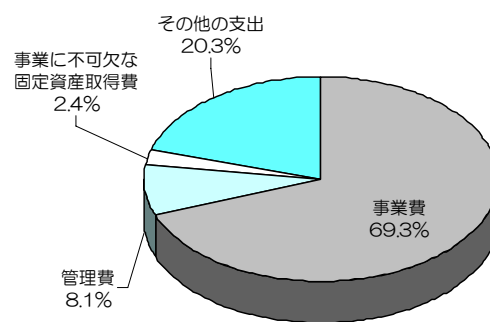
年間支出構成(合計)



年間支出構成(社団)



年間支出構成(財団)



事業費について、指導監督基準では、公益法人本来の事業（付随的に行う収益を目的とする事業を除く。）の規模を、可能な限り総支出額の2分の1以上とするよう規定されている。この要件を満たす法人は10,952法人（社団法人が5,501法人、財団法人が5,451法人）で全法人の42.9%であった（表2-2-23）。また、管理費について、指導監督基準では、管理費の割合を、可能な限り総支出額の2分の1以下とするよう規定されており、これを満たす法人は23,092法人（社団法人が11,569法人、財団法人が11,523法人）で全法人の90.4%であった（表2-2-24）。管理費の割合が総支出額の2分の1を超える法人に対しては、管理費のうち何が過大であるかを把握し、役職員の削減、事務所経費の見直し等により、管理費の削減を図るよう、適切な指導を行う必要がある。

表2-2-23 公益法人本来の事業費割合別法人数

所管官庁	法人数	公益法人本来の事業費の総支出に占める割合別法人数								50%以上法人数合計	
		0%未満	0%	0%超 25%未満	25%以上 50%未満	50%以上 75%未満	75%以上 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,731	3	89	456	1,304	1,482	375	1	21	1,879
	財団	3,163	21	87	585	956	1,044	440	0	30	1,514
都道府 県所管	社団	9,134	14	385	2,301	2,734	1,988	1,680	4	28	3,700
	財団	9,669	47	714	2,764	2,182	2,067	1,800	16	79	3,962
合 計	法人数	25,541	85	1,263	6,088	7,153	6,519	4,254	21	158	10,952
	比率(%)		0.3	4.9	23.8	28.0	25.5	16.7	0.1	0.6	42.9
前年合計	法人数	25,825	89	1,221	6,132	7,148	6,580	4,438	21	196	11,235
	比率(%)		0.3	4.7	23.7	27.7	25.5	17.2	0.1	0.8	43.5

表2-2-24 管理費割合別法人数

所管官庁	法人数	管理費の総支出に占める割合別法人数								50%以下 法人数合計	
		0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,731	3	29	2,017	1,455	162	53	0	12	3,504
	財団	3,163	22	43	2,449	543	74	20	1	11	3,057
都道府 県所管	社団	9,134	17	247	5,058	2,852	815	124	1	20	8,174
	財団	9,669	61	478	6,333	1,632	714	387	15	49	8,504
合 計		25,541	103	797	15,760	6,432	1,758	582	17	92	23,092
	比率(%)		0.4	3.1	61.7	25.2	6.9	2.3	0.1	0.4	90.4
前年合計		25,825	112	825	15,736	6,538	1,884	615	25	90	23,211
	比率(%)		0.4	3.2	60.9	25.3	7.3	2.4	0.1	0.3	89.9

**(指導監督基準上の収益事業)**

公益法人が健全な運営を維持し、公益活動を積極的に行うためには相応の収入が必要であることから、本来の公益活動の実施に充てるための収入確保の一方法として収益事業を行うことも認められている。したがって、収益事業は、あくまで本来の公益事業に付随して行われるべき性格のものであり、指導監督基準では、収益事業の規模、業種、利益の使用等について定められているほか、収益事業を行う場合には事業計画書に明記し、他の事業と区分して経理を行うことが求められている。

一方、法人税法上も「収益事業」の規定があるが、これは、法人税法施行令〔昭和40年政令第97号〕に定められた課税対象となる33業種を指すものであり、その目的は問わないものである。

ここでいう収益事業とは、法人税法上のものではなく、指導監督基準上のものであり、収益事業収入及び収益事業費の状況を示したものが表2-2-25である。これによると、収益事業収入の合計金額は9,866億円であり、1法人当たりの平均金額は3,863万円、中央値は0であった。前年と比べて、合計金額は612億円増加したが、集計を始めた平成8年度と比べると2分の1以下である（平成8年度比1兆859億円減）。規模別に見ると、収益事業を実施していない法人が20,529法人（80.4%）とほとんどを占めている。収益事業を行っている法人の収益事業収入の規模を見ると、1千万円未満が最も多い。法人区分による比較では、収益事業収入の規模が大きいほど、社団法人より財団法人の方が法人数が多い。また、特に国所管の財団法人の平均が高いのが目立つが、これは、極めて収益事業収入が多い少数の法人があるために平均が引き上げられているためである。

次に、収益事業に支出した費用を見ると、合計で7,773億円であり、収入が2,093億円上回っている。

規模別では、収益事業費を支出していない法人が21,103法人（82.6%）と収益事業を実施していない法人数より若干多くなっている。この差が生じた理由としては、額が少ない等の理由によって区分経理がされていないか、収入・支出でなく、利益をもって収益事業収入としているような場合が考えられる。

指導監督基準では、収益事業の支出規模を、可能な限り総支出額の2分の1以下とすることと規定されており、収益事業費が総支出額の2分の1を超えている場合には、もはや付随的な事業と考えることは困難である。これに適合していない法人は、表2-2-26によると632法人ある。これらの法人については、早急な対応が採られるよう、所管官庁において適切な指導監督を行っていくことが必要である。

表2-2-25 指導監督基準上の収益事業収入額規模別法人数及び収益事業費規模別法人数

(収益事業収入額規模別法人数)

所管官庁	法人数	収益事業収入額規模別法人数						収益事業収入合計金額 (百万円)	収益事業収入平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,731	2,867	426	224	80	107	27	60,413	16
	財団	3,163	2,547	122	189	76	162	67	223,152	71
都道府県所管	社団	9,134	7,708	617	387	151	214	57	149,764	16
	財団	9,669	7,536	710	553	253	419	198	561,742	58
合計		25,541	20,529	1,868	1,348	554	895	347	986,641	39
	比率(%)		80.4	7.3	5.3	2.2	3.5	1.4		
前年合計		25,825	20,849	1,883	1,301	569	880	343	925,446	36
	比率(%)		80.7	7.3	5.0	2.2	3.4	1.3		

(収益事業費規模別法人数)

所管官庁	法人数	収益事業費規模別法人数						収益事業費合計金額 (百万円)	収益事業費平均金額 (百万円)	
		0	1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上			
国所管	社団	3,731	2,971	386	211	69	71	23	47,448	13
	財団	3,163	2,574	142	178	85	129	55	194,768	62
都道府県所管	社団	9,134	7,912	525	342	126	191	38	124,189	14
	財団	9,669	7,775	614	486	241	397	156	418,193	43
合計		25,541	21,103	1,660	1,208	520	780	270	777,335	30
	比率(%)		82.6	6.5	4.7	2.0	3.1	1.1		
前年合計		25,825	21,412	1,645	1,205	514	771	278	785,984	30
	比率(%)		82.9	6.4	4.7	2.0	3.0	1.1		

表2-2-26 指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合別法人数

所管官庁	法人数	指導監督基準上の収益事業費の総支出額に占める割合								50%以下 法人数計	
		0%未満	0%	0%超 25%以下	25%超 50%以下	50%超 75%以下	75%超 100%未満	100%	100%超		
国所管	社団	3,731	0	2,971	652	75	26	6	0	1	3,698
	財団	3,163	7	2,574	440	92	33	12	0	5	3,113
都道府県所管	社団	9,134	2	7,912	767	234	135	73	0	11	8,915
	財団	9,669	8	7,775	1,234	319	196	121	1	15	9,336
合計		25,541	17	21,103	3,072	717	388	212	1	31	24,909
	比率(%)		0.1	82.6	12.9	2.8	1.5	0.8	0.0	0.1	97.5
前年合計		25,825	17	21,412	3,069	738	384	186	1	18	25,236
	比率(%)		0.1	82.9	11.9	2.9	1.5	0.7	0.0	0.1	97.7

(法人税法上の収益事業)

公益法人が法人税法上の収益事業を開始した場合には、開始した日以後2か月以内に、収益事業開始届出書を所轄税務署長に提出しなければならない。届出を行っている法人の状況を示したものが表2-2-27である。これによると、9,153法人(35.8%)が税法上の収益事業を行っている。

公益法人が法人税法施行令に定められた33業種のいずれの事業を実施しているかについて、当該法人の主要な2業種を示したものが表2-2-28である。これによると、最も多いものは、物品販売業(2,512法人)であり、以下、請負業(2,509法人)、不動産貸付業(1,250法人)であった。

表2-2-27 法人税法上の収益事業届出額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	収益事業届出なし法人数	収益事業届出額規模別法人数						収益事業届出合計金額 (百万円)	収益事業届出平均金額 (百万円)
				0	100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上		
国所管	社団	3,731	1,788	16	57	552	840	384	94	679,444	350
	財団	3,163	1,578	2	33	139	454	641	316	2,040,450	1,287
都道府県所管	社団	9,134	6,811	15	142	546	981	570	69	993,837	428
	財団	9,669	6,317	13	122	617	1,166	1,121	313	1,594,272	476
合計		25,541	16,388	46	353	1,847	3,432	2,692	783	5,253,533	574
	比率(%)		64.2	0.2	1.4	7.2	13.4	10.5	3.1		
前年合計		25,825	16,713	53	321	1,802	3,459	2,678	799	4,671,792	513
	比率(%)		64.7	0.2	1.2	7.0	13.4	10.4	3.1		

(注) 収益事業届出平均金額は、収益事業届出法人数に対する平均金額。

表2-2-28 法人税法上の収益事業種類別法人数

	社団	財団	合計		社団	財団	合計
物品販売業	1,132	1,380	2,512	代理業	793	84	877
不動産販売業	6	14	20	仲立業	35	21	56
金銭貸付業	6	58	64	問屋業	5	3	8
物品貸付業	35	98	133	鉱業	1	0	1
不動産貸付業	487	763	1,250	土石採取業	5	3	8
製造業	26	45	71	浴場業	7	65	72
通信業	15	36	51	理容業	0	2	2
運送業	10	10	20	美容業	0	1	1
倉庫業	0	5	5	興行業	84	324	408
請負業	1,270	1,239	2,509	遊技所業	44	75	119
印刷業	20	26	46	遊覧所業	8	40	48
出版業	563	532	1,095	医療保健業	500	346	846
写真業	12	25	37	技芸教授業	104	209	313
席貸業	103	293	396	駐車場業	106	356	462
旅館業	46	453	499	信用保証業	9	7	16
飲食店業	63	350	413	無体財産提供業	60	62	122
周旋業	75	41	116	合計	5,630	6,966	12,596

### (資産額)

資産とは、法人の有している財貨及び債権を指し、貸借対照表においては、資産の部に流動資産又は固定資産として計上される。

資産額の規模別法人数を示したものが表2-2-29である。これによると、資産額の合計は113兆1,948億円、1法人当たりの平均は44億3,189万円、中央値は1億593万円であった。ただし、この中には債務保証事業を主たる事業とし、巨額の資産を計上している法人が含まれていることから、平均額が大きく引き上げられている。これらの法人は、債務保証を主な事業として行っており、保証債務額及び保証債務見返りを貸借対照表の負債及び資産の部に両建てで計上しているが、これらは偶発債務（現実には発生していない債務であるが、将来的に負担する可能性のあるもの）の一種であり、ある意味では実態を伴わない負債・資産と考えられる。

資産額が多い法人には、こうした債務保証を主たる事業としているものが多い。



表2-2-29 資産額規模別法人数

所管官庁	法人数	資産額規模別法人数						資産合計金額 (百万円)	資産平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,731	406	1,063	559	1,033	233	437	19,089,411	5,116
	財団	3,163	83	227	185	892	517	1,259	74,275,955	23,483
都道府県所管	社団	9,134	2,298	2,939	1,204	1,687	409	597	5,704,646	625
	財団	9,669	523	1,678	1,355	3,384	1,014	1,715	14,268,097	1,476
合計		25,541	3,278	5,852	3,294	6,962	2,169	3,986	113,194,847	4,432
	比率(%)		12.8	22.9	12.9	27.3	8.5	15.6		
前年合計		25,825	3,359	5,924	3,312	7,043	2,171	4,016	119,206,021	4,616
	比率(%)		13.0	22.9	12.8	27.3	8.4	15.6		

**(負債額)**

負債とは、法人が負っている債務を指し、貸借対照表においては、負債の部に流動負債又は固定負債として計上される。この中には、金銭債務や役務債務（未払金、前受金）のほか、退職給与引当金のような会計上の債務も含まれる。

負債額の規模別法人数を示したものが表2-2-30である。これによると、負債額の合計は94兆1,336億円、1法人当たりの平均は36億8,559万円、中央値は718万円であった。平均値と中央値との差が大きいのは、上記資産額の場合と同様の理由による。

資産額と同様、多くの法人の負債額は小さく、1千万円未満の法人が13,741法人(53.8%)、1千万円以上5千万円未満の法人が5,051法人(19.8%)と約7割の法人で5千万円未満である。

表2-2-30 負債額規模別法人数

所管官庁	法人数	負債額規模別法人数						負債合計金額 (百万円)	負債平均金額 (百万円)	
		1千万円未満	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上			
国所管	社団	3,731	1,610	1,014	326	498	94	189	15,833,145	4,244
	財団	3,163	1,262	548	278	552	172	351	66,359,982	20,980
都道府県所管	社団	9,134	5,746	1,839	529	626	141	253	3,969,847	435
	財団	9,669	5,204	1,686	694	1,078	298	709	8,043,169	832
合計		25,541	13,741	5,051	1,815	2,737	698	1,499	94,133,640	3,686
	比率(%)		53.8	19.8	7.1	10.7	2.7	5.9		
前年合計		25,825	13,879	5,109	1,828	2,722	734	1,553	100,393,622	3,887
	比率(%)		53.7	19.8	7.1	10.5	2.8	6.0		

**(正味財産額)**

正味財産とは、資産から負債を引いた純財産のことであり、民法上登記すべき「資産の総額」とはこのことである。

正味財産額の規模別法人数を示したものが表2-2-31である。これによると、正味財産額の合計は19兆617億円、1法人当たりの平均は7億4,632万円、中央値は7,163万円である。平均値と中央値との差は、資産額及び負債額の場合と比べると小さい。

規模別に見ると、5千万円未満の法人が11,100法人(43.5%)と約4割を占める一方で、10億円以上の法人も2,944法人(11.5%)あり、100億円以上の正味財産を有する法人も184法人ある。

その一方で1千万円未満の法人の中にはマイナス、つまり債務超過状態にある法人も429法人存在している。

表2-2-31 正味財産額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産額規模別法人数						正味財産 合計金額 (百万円)	正味財産 平均金額 (百万円)	
		1千万円 未満	1千万円 以上 5千万円 未満	5千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上			
国所管	社団	3,731	670	1,176	524	889	172	300	3,256,287	873
	財団	3,163	159	259	205	964	482	1,094	7,915,972	2,503
都道府 県所管	社団	9,134	3,042	2,954	969	1,467	341	361	1,735,209	190
	財団	9,669	895	2,039	1,373	3,202	952	1,208	6,224,989	644
合 計		25,541	4,701	6,399	3,059	6,498	1,940	2,944	19,061,699	746
	比率(%)		18.4	25.1	12.0	25.4	7.6	11.5		
前年合計		25,825	4,871	6,454	3,069	6,572	1,958	2,901	18,812,350	728
	比率(%)		18.9	25.0	11.9	25.4	7.6	11.2		

### (正味財産増減額)

正味財産増減額とは、事業活動の遂行や資産運用による正味財産額の増減を指す。公益法人の純財産である正味財産の前年度に比した増減額（正味財産増減額）を示したものが表2-2-32である。これによると、正味財産増減額の合計は4,087億円増加、1法人当たりの平均は1,600万円増加、中央値は22万円であり、実質的に資産を増やしている法人は少数にすぎないものと考えられる。

表2-2-32 正味財産増減額規模別法人数

所管官庁	法人数	正味財産増減額規模別法人数						正味財産増減 合計金額 (百万円)	正味財産増減 平均金額 (百万円)
		減少		一定又は増加					
		1千万円 以上	1千万円 未満	0又は 100万円 未満	100万円 以上 1千万円 未満	1千万円 以上 1億円 未満	1億円 以上		
国所管	社団	413	1,215	623	917	429	134	72,860	20
	財団	611	715	266	582	689	300	67,717	21
都道府 県所管	社団	462	3,048	2,251	2,393	813	167	26,509	3
	財団	886	2,943	2,229	2,000	1,185	426	249,963	26
合 計		2,354	7,853	5,341	5,872	3,100	1,021	408,694	16
	比率(%)	9.2	30.7	20.9	23.0	12.1	4.0		
前年合計		2,427	7,877	5,394	5,921	3,221	985	850,375	33
	比率(%)	9.4	30.5	20.9	22.9	12.5	3.8		

### (内部留保の状況)

内部留保とは、営利法人の場合、営業活動により獲得した利益のうち、株主等の法人外部の者に分配せずに内部に留保したものである。

他方、公益法人の場合は、営利法人と異なり、利益の分配が禁止されていること等から、営利法人と同様の内部留保の定義を行うことができない。このため、指導監督基準においては、いわゆる「内部留保」について、総資産額から①財団法人における基本財産、②公益事業を実施するために有している基金、③法人の運営に不可欠な固定資産、④将来の特定の支払いに充てる引当資産等及び⑤負債相当額を

差し引いた額と定義されている。つまり、公益法人が会費収入や事業収入等の収入から、積極的に公益事業に支出を行った結果として残留した特定の使途のない資産（投資目的の運用資産等）が「内部留保」とされている。公益事業を行う非営利法人としての公益法人の性格を踏まえれば、こうした内部留保を利益分配することができないにしても、過大に有することは適当ではないことから、その水準について、指導監督基準では、公益事業の適切かつ継続的な実施に必要な程度とされているところである。

公益法人の内部留保は、資産の総額から事業遂行に直接必要と考えられる5つの類型化された資産額を控除することにより算出されるものであるため、貸借対照表における資産・負債の構成によってはマイナス値になることがある。この場合、必ずしも債務超過に陥っていることを表すものではないことに注意する必要がある。

内部留保額の状況を示したものが表 2-2-33 である。これによると、内部留保額の合計は-4,705 億円、1 法人当たりの平均は-1,842 万円、中央値は 836 万円であった。合計及び平均がマイナスであるのは、一部の公益法人において、貸借対照表における資産・負債の構成上、内部留保額が大きくマイナスであるためである。

また、運用指針では、内部留保の水準は、一律に定めることは困難であるが、原則として、一事業年度における事業費、管理費及び当該法人が実施する事業に不可欠な固定資産取得費（資金運用等のための支出は含めない。）の合計額の 30%程度以下であることが望ましいとされている。

表 2-2-33 内部留保額規模別法人数

所管官庁	法人種別	法人数	内部留保額規模別法人数						内部留保合計金額 (百万円)	内部留保平均金額 (百万円)
			-1千万円未満	-1千万円以上 0円未満	0円以上 100万円未満	100万円以上 1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上		
国所管	社団	3,731	181	122	240	1,114	1,472	602	355,645	95
	財団	3,163	266	94	159	499	1,230	915	-205,030	-65
都道府県所管	社団	9,134	492	336	1,184	3,377	2,985	760	-114,969	-13
	財団	9,669	1,096	406	1,497	2,654	2,794	1,222	-512,739	-53
合計		25,541	2,024	949	3,026	7,609	8,453	3,480	-470,508	-18
	比率(%)		7.9	3.7	11.8	29.8	33.1	13.6		
前年合計		25,825	2,099	1,005	3,239	7,674	8,382	3,426	-676,738	-26
	比率(%)		8.1	3.9	12.5	29.7	32.5	13.3		

この水準は、一つの指標として定められたものであり、実際には事業内容や資産規模、その時々の経済社会情勢の変動に伴う会員数の増減等により、各公益法人について妥当と考えられる内部留保の水準は異なると考えられる。したがって、内部留保の水準が 30%を超過することが直ちに是正指導の対象となるものではないことに注意する必要があるが、内部留保の水準が高い公益法人については、事業活動が低調な状況が継続していることも考えられるため、積極的に公益事業が行われるよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

内部留保の水準の状況を示したものが表 2-2-34 である。これによると、0%以上 30%以下の水準にある法人が 12,456 法人（48.8%）であり、0%未満の 2,820 法人（11.0%）と合わせて全体の約 6 割の法人が 30%以下の水準以内にある。

表2-2-34 内部留保の水準別法人数

所管官庁	法人数	内部留保の水準別法人数					
		0%未満	0%以上 30%以下	30%超 100%未満	100%以上 1,000%未満	1,000%以上	
国所管	社団	3,731	283	2,135	1,035	262	16
	財団	3,163	343	1,519	850	398	53
都道府 県所管	社団	9,134	784	4,488	2,177	1,474	211
	財団	9,669	1,427	4,412	1,512	1,776	542
合 計		25,541	2,820	12,456	5,554	3,891	820
	比率(%)		11.0	48.8	21.7	15.2	3.2
前年合計		25,825	2,941	12,881	5,405	3,817	781
	比率(%)		11.4	49.9	20.9	14.8	3.0

### 3. その他

#### (株式保有の状況)

指導監督基準では、運用財産の管理運用（公開市場を通じる等ポートフォリオ運用（リスク分散した投資手段）であることが明らかな場合）又は財団法人において基本財産として寄付された場合を除いて株式（有限会社の持分を含む。）を保有することが原則として禁止されており、これ以外の性格の株式を保有している場合には、平成11年9月末までに処分することとされている。また、株式の保有が認められる場合であっても、公益法人が営利企業を実質的に支配することのないように、その保有の割合は2分の1を超えてはならないとされている。

株式の保有の状況を示したものが表2-2-35である。株式を保有していない法人が23,737法人と、全体の9割以上を占めている。株式を保有している1,804法人の中で、ポートフォリオ運用を行っている法人が499法人、基本財産（財団法人のみ保有を許される。）に当たる法人が863法人、その他の理由で保有している法人が679法人であった。

指導監督基準においては、現に株式を保有している公益法人で必要な努力を行ったにもかかわらず処分が困難な株式等を保有しているものについて、その実態を「公益法人に関する年次報告」で明らかにした上で、原則禁止の下、取扱いを更に検討することとされている。これに基づき平成16年10月1日現在で処分が困難な株式等を保有している公益法人を調査した結果は、資料83のとおりである。

なお、一企業の株式の過半数を占める株式を保有している場合及びその他の理由で保有している場合については、今後とも処分の努力が望まれる。

表2-2-35 株式の保有状況別法人数

所管官庁	法人数	財団法人のみ対象		全法人（社団法人+財団法人）が対象						
		基本財産	割合（対財団法人%）	ポートフォリオ運用	割合(%)	その他	割合(%)	保有なし	割合(%)	
国所管	社 団	3,731	-	-	35	0.9	156	4.2	3,548	95.1
	財 団	3,163	383	12.1	204	6.4	83	2.6	2,611	82.5
	合 計	6,894	383	-	239	3.5	239	3.5	6,159	89.3
都道府 県所管	社 団	9,134	-	-	56	0.6	235	2.6	8,854	96.9
	財 団	9,669	480	5.0	205	2.1	209	2.2	8,875	91.8
	合 計	18,803	480	-	261	1.4	444	2.4	17,729	94.3
全 体	社 団	12,749	-	-	91	0.7	388	3.0	12,289	96.4
	財 団	12,792	863	6.7	408	3.2	291	2.3	11,448	89.5
	合 計	25,541	863	-	499	2.0	679	2.7	23,737	92.9
前年全体合計	25,825	875	-	500	1.8	702	2.7	23,993	92.9	

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

株式を保有している 1,804 法人が何社の株式を保有しているかを示したものが表 2-2-36 である。これによると、1 社だけの株式を保有している法人が 1,058 法人 (58.6%) であり、これに、2~5 社の株式を保有している 541 法人 (30.0%) と合わせて、全体の 9 割近くに達している。

表 2-2-36 株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	株式保有会社数別法人数					
			1社	2~5社	6~9社	10~19社	20~49社	50社以上
国所管	社団	183	126	46	4	4	3	0
	財団	552	284	184	34	27	14	9
都道府 県所管	社団	280	206	58	6	6	3	1
	財団	794	446	253	37	34	18	6
合 計		1,804	1,058	541	80	71	38	16
		比率(%)	58.6	30.0	4.4	3.9	2.1	0.9
前年合計		1,832	1,066	553	91	68	39	15
		比率(%)	58.2	30.2	5.0	3.7	2.1	0.8

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

当該営利企業（有限会社も含む。）が発行する株式の 20~50% を占める株式を保有している（このような企業は、一般的に関連会社と呼ばれる。）239 法人が何社について 20~50% の株式を保有しているかを示したものが表 2-2-37 である。1 社だけの株式を保有している 181 法人 (75.7%) と、2 社の株式を保有している 32 法人 (13.4%) を合わせると、全体の 9 割近くに達している。

表 2-2-37 20~50%株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	20~50%株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3~5社	6~9社	10~19社	20社以上
国所管	社団	28	21	3	4	0	0	0
	財団	84	67	10	3	1	0	3
都道府 県所管	社団	16	9	4	2	0	1	0
	財団	111	84	15	5	3	2	2
合 計		239	181	32	14	4	3	5
		比率(%)	75.7	13.4	5.9	1.7	1.3	2.1
前年合計		253	187	40	13	5	1	7
		比率(%)	73.9	15.8	5.1	2.0	0.4	2.8

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

当該営利企業（有限会社も含む。）が発行する株式の過半数を占める株式を保有している（このような企業は、一般的に子会社と呼ばれる。）78 法人が何社について過半数の株式を保有しているかを示したものが表 2-2-38 である。1 社だけの株式を保有している 70 法人 (89.7%) で、全体の約 9 割を占めている。

表 2-2-38 過半数株式保有会社数別法人数

所管官庁		法人数	過半数株式保有会社数別法人数					
			1社	2社	3~5社	6~9社	10~19社	20社以上
国所管	社団	7	6	0	1	0	0	0
	財団	21	17	0	2	1	0	1
都道府 県所管	社団	20	18	1	1	0	0	0
	財団	30	29	1	0	0	0	0
合 計		78	70	2	4	1	0	1
		比率(%)	89.7	2.6	5.1	1.3	0.0	1.3
前年合計		86	78	4	3	1	0	0
		比率(%)	90.7	4.7	3.5	1.2	0.0	0.0

(注) 株式には、有限会社の持分を含む。

## (情報公開の状況)

公益法人の情報公開については、民法に規定はないが、我が国の社会経済において重要な役割を担い、相応の社会的責任を有する公益法人が自主的に情報を開示する必要があるとの観点から、指導監督基準では、①定款又は寄附行為、②役員名簿、③（社団法人の場合）社員名簿、④事業報告書、⑤収支計算書、⑥正味財産増減計算書、⑦貸借対照表、⑧財産目録、⑨事業計画書、⑩収支予算書を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することという規定が盛り込まれ、平成10年1月以降に始まる事業年度（平成10事業年度）から実施されている。

情報公開の状況を示したものが表2-2-39である。これによると、公開を求められる各項目の公開率の平均は88.1%（前年比0.1%増）である。

表2-2-39 情報公開の状況

(%)

所管官庁	定款又は寄附行為	役員名簿	平成15年度書類						平成16年度書類		平均	
			事業報告書	収支計算書	正味財産増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿(社団のみ)	事業計画書	収支予算書		
国所管	社団	99.7	99.7	97.8	97.6	94.7	97.2	97.1	94.4	97.6	97.4	97.3
	財団	99.2	99.1	96.2	95.9	94.7	95.7	95.5	-	96.0	95.8	96.5
	合計	99.4	99.4	97.0	96.8	94.7	96.5	96.4	94.4	96.9	96.7	96.8
都道府県所管	社団	90.9	91.5	86.9	86.5	72.8	79.5	83.6	80.7	87.2	86.5	84.6
	財団	90.0	89.4	87.3	86.9	76.0	81.8	85.4	-	86.8	86.7	85.6
	合計	90.4	90.5	87.1	86.7	74.5	80.7	84.5	80.7	87.0	86.6	84.9
全体	社団	93.4	93.8	90.0	89.7	79.0	84.5	87.4	84.6	90.2	89.6	88.2
	財団	92.2	91.8	89.4	89.1	80.6	85.2	87.8	-	89.0	88.9	88.2
	合計	92.8	92.8	89.7	89.4	79.8	84.9	87.6	84.6	89.6	89.3	88.1
前年合計		92.4	92.3	89.8	89.5	79.3	84.5	87.6	85.3	89.6	89.4	88.0

(注) 1 平均は、定款又は寄附行為・役員名簿・事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿(社団のみ)・事業計画書・収支予算書の公開割合の単純平均。

2 「平成15年度書類(事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿)」は平成15年度法人数で、「平成16年度書類(事業計画書、収支予算書)」は、平成16年度法人数を用いて割合を計算。

3 「平成15年度法人数」とは、平成15年10月1日以前に設立された法人数(実数)。

また、公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するため、平成13年8月に「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」を申し合わせた(資料22。詳細については第4章2節参照)。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成16年10月1日時点のホームページ開設状況を示したものが表2-2-40である。これによると、国所管公益法人のホームページ開設状況は76.6%（前年比5.2%増）、都道府県所管法人のホームページ開設率は40.2%（前年比4.7%増）であり、特に都道府県所管法人について開設率が向上するよう、所管官庁において適切な指導監督が行われることが必要である。

表2-2-40 ホームページの開設及び項目別掲載状況

(%)

所管官庁	法人数	開設法人数		定款・ 寄附行為	役員 名簿	事業 報告書	収支 計算書	正味財産 増減計算書	貸借 対照表	財産 目録	社員名簿 (社団のみ)	事業 計画書	収支 予算書	
		法人数	割合 (%)											
国所管	社団	3,731	2,955	79.2	59.9	63.6	57.2	57.1	52.5	54.2	51.8	49.7	59.3	55.9
	財団	3,163	2,326	73.5	56.9	60.8	54.5	54.3	51.8	53.2	51.5	-	54.1	52.6
	合計	6,894	5,281	76.6	58.5	62.3	55.9	55.8	52.2	53.7	51.7	49.7	56.9	54.4
都道府 県所管	社団	9,134	4,127	45.2	9.4	17.8	9.2	7.0	5.8	6.3	6.1	12.4	11.7	6.7
	財団	9,669	3,424	35.4	14.0	15.4	13.8	13.5	11.9	12.6	11.9	-	14.3	12.5
	合計	18,803	7,551	40.2	11.8	16.6	11.6	10.4	8.9	9.6	9.1	12.4	13.0	9.7
全体	社団	12,749	6,997	54.9	24.6	31.6	23.6	22.1	19.8	20.7	19.8	23.6	26.0	21.5
	財団	12,792	5,719	44.7	25.1	27.1	24.3	24.1	22.2	23.2	22.1	-	24.7	22.9
	合計	25,541	12,716	49.8	24.9	29.3	24.0	23.1	21.0	22.0	21.0	23.6	25.3	22.2
前年全体	合計	25,825	11,650	45.1	21.4	26.1	20.5	18.8	16.9	17.8	17.0	21.6	22.2	17.9

(注) 1 「法人数」及び「開設法人数」の「合計」は、共管重複分を除く実数。

2 各項目の割合は、「法人数」を分母として計算。

## (所管官庁への書類提出状況)

所管官庁は、民法第67条第1項及び第2項により、所管法人の事業の実施状況、財務・会計の状況等の把握を行い、適切な指導監督を行うための基礎資料を得るため、府省令、知事規則等により、事業計画書、収支予算書、事業報告書、計算書類（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）等の書類の提出を所管法人に対して義務付けている。

所管官庁への資料提出状況を示したものが表2-2-41である。これらの書類は、指導監督基準において各所管官庁が情報公開を行う対象ともなっているため、確実に提出させるよう、適切な指導を行うことが必要である。

表2-2-41 所管官庁への書類提出状況

(%)

所管官庁		平成15年度書類						平成16年度書類		平均
		事業報告書	収支計算書	正味財産 増減計算書	貸借対照表	財産目録	社員名簿 (社団のみ)	事業計画書	収支予算書	
国所管	社団	99.0	99.1	98.4	98.8	98.9	94.5	98.9	99.0	98.3
	財団	97.8	97.8	97.5	97.7	97.7	-	97.9	97.9	97.8
	合計	98.5	98.5	98.0	98.3	98.3	94.5	98.5	98.5	97.9
都道府 県所管	社団	96.5	96.8	85.2	87.3	93.0	83.7	95.9	96.1	91.8
	財団	96.3	97.0	89.6	90.2	94.8	-	95.0	96.0	94.1
	合計	96.4	96.9	87.5	88.8	93.9	83.7	95.4	96.0	92.3
全体	社団	97.2	97.5	89.4	90.7	94.8	86.9	96.8	97.0	93.8
	財団	96.7	97.2	91.7	92.2	95.5	-	95.8	96.5	95.1
	合計	97.0	97.3	90.6	91.5	95.2	86.9	96.3	96.7	93.9
前年合計		97.2	97.6	90.1	91.0	95.2	87.1	96.4	96.9	93.9

(注) 1 平均は、事業報告書・収支計算書・正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録・社員名簿（社団のみ）・事業計画書・収支予算書の提出割合の単純平均。

2 「平成15年度書類（事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、社員名簿）」は平成15年度法人数で、「平成16年度書類（事業計画書、収支予算書）」は平成16年度法人数を用いて割合を計算。

3 「平成15年度法人数」とは、平成15年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）。

**(立入検査の実施状況)**

所管官庁は、民法第67条第3項により、職権をもって調査（立入検査）を行うことができることとなっている。立入検査は、通常、公益法人の目的となっている事業の実施状況、財務内容、会計処理状況等を、必要に応じて、実地に検査し把握するために行われるものである。

過去3年間における立入検査の実施状況を示したものが表2-2-42である。立入検査は、法人の日常業務に接することができることから、指導監督の有効な手段の一つであり、平成13年2月には、公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会において「公益法人の指導監督体制の充実等について」が申し合わされ、少なくとも3年に1回は立入検査を実施する等の定期的な実施等が定められたところである〔資料21〕。

当該申合せに基づく平成16年度の国所管法人に対する立入検査の実施状況を示したものが表2-2-43である。これによると、各府省が立入検査を行った法人は延べ3,179法人で、延べ所管法人数全体（7,374法人）の43.1%であった。このうち改善すべき点があった法人数は993法人（立入検査を実施した法人の31.2%）であった。各府省の判断により改善すべき点があるとされた主な指摘事項としては、以下のものが挙げられるが、これらについては、各府省から法人に対し、改善のための指導を適切に行っているところである。

- 事務処理等に関する規程が整備されていない
- 公印の保管・使用が適切でない
- 公益事業の規模が総支出額の2分の1に満たない
- 計算書類において必要な注記が記載されていない
- 内部留保の水準が高い

また、平成14年度から16年度に各府省が立入検査を行った法人は延べ7,244法人で、延べ所管法人数全体（7,374法人）の98.2%であった。

各府省においては、本申合せに基づき、今後とも計画的かつ効果的な立入検査を行っていくことが必要である。

**表2-2-42 立入検査の実施状況**

(%)

所管官庁	立入検査の実施状況			
	13年度	14年度	15年度	13~15年度
国 所 管	44.5	41.0	43.5	98.2
都 道 府 県 所 管	25.1	27.1	29.4	62.1
全 体	30.5	31.0	33.3	72.2

(注) 1 本表は、各年度で所管している法人に関するものである。

2 「13年度」は平成13年度法人数で、「14年度」は平成14年度法人数で、「15年度」及び「13~15年度（3年間に1度以上実施）」は「平成15年度法人数」を用いて割合を計算。

3 「平成13年度法人数」とは、平成13年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）。  
「平成14年度法人数」とは、平成14年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）。  
「平成15年度法人数」とは、平成15年10月1日以前に設立された法人数（延べ数）。



表2-2-43 平成16年度における国所管公益法人に対する立入検査の実施状況

府 省 名	所管公益法人数	平成16年度立入検査実施法人数		平成14年度～16年度立入検査実施法人数	平成14年度～16年度立入検査実施率(%) (平成14～16年度実施法人数/所管法人数×100)
		平成16年度立入検査実施法人数	平成16年度に改善すべき点のあった法人数		
内閣府	91	39	18	89	97.8
警察庁	51	51	2	51	100.0
防衛庁	22	5	0	22	100.0
金融庁	137	28	23	137	100.0
総務省	317	74	45	316	99.7
法務省	137	64	8	136	99.3
外務省	229	145	8	209	90.9
財務省	710	509	113	702	98.9
文部科学省	1,939	663	84	1,874	96.6
厚生労働省	1,177	427	182	1,151	97.8
農林水産省	452	336	120	452	100.0
経済産業省	849	296	153	842	99.2
国土交通省	1,171	506	214	1,171	100.0
環境省	92	36	23	92	100.0
合計	7,374	3,179	993	7,244	98.2

※ 各府省の立入検査の頻度は、年1回、2年に1回、3年に1回など、府省ごとの実施計画によりそれぞれ差異がある。

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

※ 平成14年度～16年度立入検査実施率は、各府省の所管法人数のうち少なくとも1回以上実施した法人の割合である。なお、各府省の未実施の法人は、新規設立法人、解散法人、法人業務の都合等により実施困難等となった法人である。

※ 当初の3年間は平成13年度～15年度であり、本年度は新たな3年間の第一年度にあたる。

府 省 名	平成16年度に改善すべき点のあった法人数				
	法人運営面で改善すべき点のあった法人数	事業の内容・実施等の面で改善すべき点のあった法人数	財務・会計面で改善すべき点のあった法人数	その他	
内閣府	18	11	2	10	0
警察庁	2	1	1	2	0
防衛庁	0	0	0	0	0
金融庁	23	18	3	18	0
総務省	45	25	16	29	0
法務省	8	3	1	6	0
外務省	8	5	2	2	0
財務省	113	28	49	77	0
文部科学省	84	51	35	54	0
厚生労働省	182	128	52	126	0
農林水産省	120	55	57	85	1
経済産業省	153	91	78	103	0
国土交通省	214	181	37	54	0
環境省	23	18	6	13	0
合計	993	615	339	579	1

※ 立入検査の検査基準等は、各府省が申告に基づき、それぞれの実情に応じ定めており、改善すべき点の有無や指摘事項の内訳の内容についても各府省がそれぞれ判断を行っている。

※ 複数の面で改善すべき点があった法人が存在するため、各内訳の合計と「平成16年度に改善すべき点のあった法人数」とは一致しない。

※ 合計欄の各法人数は、共管による重複を含む延べ数である。

## COLUMN

## 財団法人 日本きのこ研究所

試験研究資源の有効活用による研究と  
きのこ産業の創出を目指す試験研究財団

## ●設立の経緯と目的

財団法人日本きのこ研究所は、「菌種駒の製造法」を発明し、シイタケ栽培収穫技術を完成させた農学博士の森喜作氏が、きのこ産業の発展のため、昭和11年に設立した森食用菌茸研究所をその前身とする。

第9回国際食用きのこ会議の招致活動等を契機として、昭和48年には、森食用菌茸研究所を群馬県所管の公益法人として発展させることとなり、財団法人日本きのこ研究所が設立された。なお、昭和52年からは農林水産省の所管とされている。

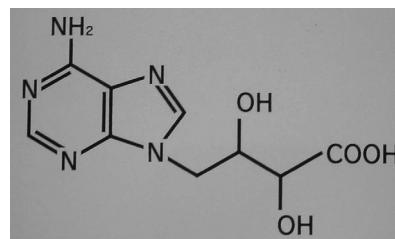
財団では、きのこを多方面から研究し、きのこのあらゆる可能性を探っていくこと、また、その成果を広くフィードバックすることにより、きのこ産業の活性化と社会発展に役立てることを目的としている。



(財) 日本きのこ研究所外観

●国公立研究所、民間研究所、大学等における試験研究機関との  
連携による研究開発

桐生市平井町の広大な山間部にある財団の研究所では、きのこの各種試験研究のほか、きのこ栽培家、食品業界関係者、試験研究機関等を対象とした研修会、研究交流会等の開催、きのこに関する多種多様な内容の講演会等への講師の派遣、きのこ栽培家を研修生とした受入れ等幅広い活動を公益事業として行っている。主な研究内容としては、担子菌類の収集、分離、分類・同定に関する研究、新規栽培化及び新規用途開発に関する研究等を行っており、これらの



エリタデニンの構造式

研究によって、コレステロールを下げる効果があるエリタデニンを約5倍も含むシイタケや通常の数百から数万倍の濃度のきのこビタミンD<sub>2</sub>粉末を開発した。また、機関紙「きのこ研だより」(国際標準遂次刊行物番号ISSN-1348-7124)や「試験研究報告書」(同ISSN-1347-2100)等の定期刊行など、普及活動も行っている。さらに、行政機関からの問合せのほか、地域住民からのきのこに関する食用・非食用の判断の問合せについても地域貢献の一環として、対応している。

財団では、このような公益事業を支える事業の一つとして、「野生きのこライブラリー」を用いたきのこの標本提供を行っている。全国各地に野生きのこの標本採集のネットワークを有しており、同ライブラリーは、①標本ライブラリー(同定や分類学的な研究のために凍結乾燥したもの)、②菌株ライブラリー(純粋分離し、菌株化したもの)、③子実体ライブラリー(子実体を凍結乾燥粉末にしたもの)から構成されている。財団では、これらの標本を「活用してこそ豊かな資産」として位置付け、食用だけでなく、きのこに含まれる機能的な成分を開発し、医薬品、新素材、機能性食品、生活関連商品などにも活かすため、独自の研究に加え、国公立研究所、民間研究所、大学等の試験研究機関に対して、有

償(実費分のみ)又は無償で提供している。無償提供の場合は、研究による権利を共有とし、研究成果は財団に対し還元させ、今後の研究に活用する。一方、有償で提供する場合には、同ライブラリーの提供を受けた試験研究機関が権利を独占することとなるものの、特許は必ず公開され、公知のものとなる。きのこ関係者のアイデアと取り組み次第で、将来的には、きのこ産業の発展につながると考えられる。また、有償提供によって、財団が技術に関する権利を他の試験研究機関に譲渡した場合でも当該技術できのこを栽培する権利については財団が保有することとし、当該ライブラリーの充実化を図り、さらに、当該ライブラリーを他の複数の試験研究機関に提供できる契約を締結し、多くの試験研究機関に試してもらうことによって、きのこの機能性成分を発見する機会を増やし、新しいきのこ産業の創出を目指している。このように有償であれ、無償であれ、積極的に提供することにより、きのこが持つ可能性を多方面から試すことができるのである。



子実体ライブラリー



標本ライブラリー



菌株ライブラリー

これらの標本提供事業は官民の研究機関における研究開発に貢献することとなるほか、財団の財政的基盤を固め、公益事業も活性化させ、ひいてはきのこ産業の発展を目指すことが可能である。収益をあげるとともに、公益にもつながるといふ公益法人ならではの一つの事業モデルと言える。

## ●財団の新たな試み

近年、財団では、きのこ栽培家向け原木・菌床セミナーの一環として福祉施設関係者に対するシイタケ栽培セミナーを開催している。シイタケの栽培は、様々な手作業による工程があり、身体障害者や知的障害者の心理的及び身体的ケアにも資するものとされている。また、栽培のための設備整備、創意工夫、経験が必要であるが、安定した収益も得ることが可能であることから、福祉施設において、シイタケ栽培を行うところが増えており、このセミナーの様子が新聞でも紹介されるなど反響がある。

また、財団が主な事業として行っている研究交流会の参加者が食品業界関係者や官民の試験研究機関を中心に増えており、きのこの機能的な成分への関心が高まっている。財団の事業は、従来まではきのこの栽培普及が中心だったが、現在ではきのこの機能的な成分に着目した研究を行っており、今後は、さらに官民の試験研究機関と協力し、きのこ業界、バイオ業界の発展を目指し公益貢献していきたいとのことである。

きのこは古いようでもまだまだ未開発の分野である。現在でも情報収集、集積体制等は体系化されておらず、きのこに関する情報が散逸しているといわれている。財団はこれらきのこに関する情報を収集し、活用するネットワークを作る上でのキーとなる役割を果たすことを目指している。

⇒財団法人日本きのこ研究所のホームページ <http://www.kinoko.or.jp/>